

## 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館清掃業務仕様書

対象 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館の建物及びその敷地内

## 1 目的

受注者は、発注者の施設内外を常に清潔かつ衛生的に清掃保守し、あわせて建物並びにその敷地内の保全維持に万全を期することを目的とする。

## 2 清掃業務上の留意事項

- (1) 受注者の従業員は、常に清潔な指定の制服を着用し、社名を明らかにした名札をつけ、言語動作に注意を払い、誠実に作業を行うものとする。
- (2) 受注者は、従業員全員の氏名・生年月日・住所・性別等を記載した従業員名簿を提出するものとする。
- (3) 清掃の実施にあたっては、当仕様書を従業員に周知徹底するとともに、別途定める教育を適宜実施するものとする。
- (4) 清掃の実施にあたっては、使用する資材・消耗品・ゴミ袋・洗剤・除菌洗剤・消毒剤等については受注者の負担とする。使用する資材等は良質かつ適切なものを選定し、事前に監督職員に届け出を行うものとする。
- (5) トイレットペーパー・水石鹼、アルコール消毒液等の消耗品は、受注者の負担とする。
- (6) 水・電力等の水光熱料は、発注者の負担とする。受注者は常に節約を心掛け、エネルギーの省力化に努める。
- (7) 資機材等は管理し、指定された場所に常に整理整頓し、保管するものとする。
- (8) 発注者は従業員の控え室を無償にて提供する。ただし、常に整理整頓を心掛け、火災その他災害事故の防止に努めるものとする。
- (9) 火災・水漏れ・停電または不慮の事故等が発生した場合は、監督職員と協議の上、臨機の対応を行うものとする。
- (10) 作業実施にあたり、鍵の授受が伴う場合は、常にその所在を明らかにし、作業終了後は、確実に返却するものとする。
- (11) 業務遂行中に建物・備品等発注者の所有物に異常が発生し、もしくは発生する恐れのあるときは、受注者は遅滞無くこれを報告し、協議の上、適切な措置を講ずるものとする。
- (12) 業務遂行にあつては、関係法令を遵守すること。

## 3 従事時間等

#### [日常清掃]

- (1) 午前8時から午後6時までとする。

#### [定期清掃]

- (1) 年1回実施する。

### 4 業務内容等

清掃業務は別紙「清掃業務実施要項基準」により、次のとおり実施するものとする。

#### (1) 日常清掃

- ア 玄関、ロビー、廊下、階段、手洗い所、給湯室、各事務室関係等の清掃作業は、巾木・低所の塵払いを行い、終日美化に務めること。
- イ 館内諸室内の容易に移転し得る椅子、机などの備品は移動させ、丁寧に掃くこと。
- ウ ロビー、廊下、諸室のフローリングにおいては、掃除機で丁寧に塵払いし、化学雑巾を用いて、から拭きし、汚れを除去すること。
- エ 窓・ガラス類は、薬剤を用いて鮮明になるよう拭きあげる。
- オ 外周（側溝、植栽含む）、テラスについては、落葉の除去、ゴミの回収など適宜行うこと。
- カ トイレットペーパーについては、利用に支障のないよう適宜補充するものとする。
- キ 汚物入れ、紙くずなどの一般廃棄物を適正に処理し、常に良好な状態を保持すること。
- ク その他、発注者が必要があると認め指示する箇所を随時清掃するものとする。

#### (2) 定期清掃

- ア 床については、床材に適した専用モップを用い、丁寧に拭き取ること。
- イ 石材・磁器タイル床の洗浄を行うこと。
- ウ 繊維床・カーペットについては、掃除機をかけ塵払いを行うこと。
- エ ガラス清掃をすること。

#### (3) その他

この仕様書に準ずるもののほか、現状の状況に応じ、軽微な業務で、発注者が施設の衛生上必要と認める業務については、受注金額の範囲内で実施するものとする。

### 5 鍵の預託

- (1) 委託業務に必要な鍵は、発注者及び受注者相互に預託し、不正が生じないような厳重な取扱いと保管をすること。
- (2) 発注者が預託する鍵は契約期間終了後直ちに返却するものとする。

(3) 発注者が預託した鍵は、絶対に複製してはならない。

## 6 業務終了後の措置

従事者は、毎日の業務終了後、清掃実施結果を清掃業務管理日誌に記入し、発注者に毎日提出して、その確認を受けなければならない。

清 掃 業 務 実 施 要 項 基 準

清 掃 箇 所	清 掃 方 法 等		回 数
玄 ロ ソ の 他	マット等の清掃、ロビー床面の掃除、化学雑巾でから拭きを行い、その後常に手を加え美化を保持すること。	床面の除塵及びから拭き	1日2回以上
		ドアマット除塵	1日1回以上
		壁面・低所の塵払い・から拭き	週1回以上
		床面クリーナー清掃・ワックス塗布	年1回以上
		屑籠点検清掃	1日1回以上
廊 下	床面清掃及び化学雑巾でから拭きを行い、終日美化を保つこと。	床面の除塵及びから拭き	1日2回以上
		壁面塵払い・から拭き	週1回以上
		床面クリーナー清掃・ワックス塗布	年1回以上
事 務 室	随時	床面の除塵	2日1回以上
		屑籠点検清掃	2日1回以上
		壁面・低所の塵払い・から拭き	2日1回以上
多 目 的 ホ ール 多 目 的 リ ハ ー サ ル 室 他 諸 室	利用者に不快感を与えないように清潔にする。カーペット敷の室は使用前後に掃除機等で除塵を行う。	床面の除塵及びから拭き	随時
		机・椅子等は、雑巾又はDCクロス等で拭く	随時
		床面クリーナー清掃・ワックス塗布	年1回以上
		屑籠点検清掃	随時
		洗浄	随時（汚れが目立ったとき）
和 室	利用者に不快感を与えないように清潔にする。	除塵	随時
		座布団の整理と収納	随時
		板敷部分雑巾拭き	週1回以上
階 段	除塵・から拭き・終日美化に努めること。	床面除塵・から拭き	1日1回以上
		壁面除塵・から拭き	週1回以上
		床面クリーナー清掃・ワックス塗布	年1回以上
湯 沸 室 調 理 室	随時手入れし、美化に努めること。	床面の清掃及びから拭き	1日1回以上
		流し台の洗浄	1日1回以上
		茶がら等の処理、食器棚の清掃	1日1回以上
		やかん・湯のみ等水洗い整理	随時

清掃業務実施要項基準

清掃箇所	清掃方法等	回数	
便洗面所	洗面器・便器等は洗剤を用いて入念に掃除し臭気を発生しないよう終日美化に努めること。汚物入れは、内部を洗い消毒液を入れる。外部は毎日水拭する。トイレトーパー等を補給する。石鹼水容器に適宜石鹼水を補充する。	床清掃	1日1回以上
		洗面器・便器の水洗	1日1回以上
		仕切ドア・仕切板雑巾掛け	1日1回以上
		金属部分・鏡から拭き	1日1回以上
		汚物処理	1日1回以上
		床面清掃	年1回以上
		石けん水容器の水洗い	週1回以上
窓ガラス	洗剤で汚れを除去し除塵、洗剤で洗浄。	洗剤拭き、から拭き	月1回以上
扉	洗剤などを用いて拭き清める。	水拭き・から拭き・洗剤拭き	随時
消火栓 消火器 天井機 電話機 ホワイトボード	洗剤などを用いて拭き清め、美化に努める。	塵払い・から拭き	随時
		金属部分の磨き	随時
		毛払いにて除塵	年1回以上
		雑巾又はDCクロスで拭く	随時
		水拭き・から拭き	随時
エレベーター	利用者に不快感を与えないように清潔を保持する。	床面及びマットの掃除	1日2回以上
		ドアの溝清掃	1日1回以上
		壁面の水拭き、から拭き	1日1回以上
屋上・テラス・外周	適宜見回り美化を保つ。植栽の散水。	掃除（屋上・テラス）	随時
		掃除（外周）	1日1回以上
		草刈り・散水	随時
更衣室 シャワー室	洗面台・シャワー室は洗剤を用いて入念に掃除し臭気を発生しないようまた利用者に不快感を与えないよう終日美化に努めること。	床清掃	1日1回以上
		洗面台・シャワールームの洗浄	随時
		排水溝の掃除	随時
		金属部分・鏡から拭き	随時
		更衣ロッカー内清掃	随時
図書館	随時手入れし、美化に努めること。	床面の清掃	1日1回以上
		書架の上段部分から拭き	月1回以上
		屑籠点検清掃	随時
		机・椅子のから拭き	1日1回以上

清掃業務実施要項基準

清掃箇所	清掃方法等		回数
駐 車 場 駐 輪 場 バ イ ク 置 場	適宜見回り美化を保つ。	掃除	随時
		掃除	随時
		掃除	随時
ゴ ミ 庫	常日頃から美化に努め、随時手入れすること。	床の清掃	随時
		ゴミの分別整理	随時

清掃基準表

階	居室名	面積	材質
B 2 階図書館	開架室	778.30	タイルカーペット
	読み聞かせコーナー		コルクタイル
	書庫		ビニル床タイル
	倉庫 1	16.20	ビニル床タイル
	倉庫 2	31.49	ビニル床タイル
	男子便所・S K 室	17.57	床タイル
	女子便所	17.05	床タイル
	多目的便所	6.76	床タイル
B 2 階供用部	E V ホール	48.00	木質系フローリング
	自転車置場	225.45	エポキシ樹脂塗床
	空調機械室	85.14	弾性ウレタン塗床
	発電機室	34.77	弾性ウレタン塗床
	電気室	65.02	弾性ウレタン塗床
	消火ポンプ室	16.26	弾性ウレタン塗床
	受水槽室	114.77	弾性ウレタン塗床
	バルブ室	5.98	弾性ウレタン塗床
B 1 階図書館	事務室	82.00	タイルカーペット
	湯沸室	2.57	ビニル床シート
	更衣室 1	7.17	ビニル床シート
	更衣室 2	5.70	ビニル床シート
	対面朗読室	11.31	タイルカーペット
B 1 階供用部	駐車場	950.00	耐久床仕上材
	バイク置場	160.50	耐久床仕上材

	管理事務室	32.34	タイルカーペット
B I 階供用部	E V ホール・廊下	20.91	木質系フローリング
	排煙機械室 1	26.40	弾性ウレタン塗床
	排煙機械室 2	22.95	弾性ウレタン塗床
	空調機械室	19.50	弾性ウレタン塗床
	男子便所	7.00	床タイル
	女子便所	7.00	床タイル
	ゴミ置場	29.20	耐久床仕上材
I 階子育て支援	ホール	70.52	木質系フローリング
	子育て支援ロビー	57.80	木質系フローリング
	あそび広場	32.29	コルクタイル
	一時保育室	70.08	コルクタイル
	湯沸室 3	5.57	コルクタイル
	保育室便所	9.45	床タイル
	男子便所 2	11.85	床タイル
	女子便所 2	27.86	床タイル
	授乳室	9.42	ビニル床シート
	子育てふれあい室	89.95	木質系フローリング
	サークル交流室	72.66	木質系フローリング
	相談室	12.91	タイルカーペット
	事務室	70.15	タイルカーペット
	作業室	15.22	タイルカーペット
	湯沸室 1	5.23	ビニル床シート
	倉庫 1	11.55	ビニル床タイル
	倉庫 2	10.55	ビニル床タイル
	倉庫 3	8.45	ビニル床タイル
	更衣室	10.57	ビニル床シート
	男子便所 1	6.50	床タイル
	女子便所 1 S K 室	6.01	床タイル
多目的便所	6.02	床タイル	
I 階供用部	E V ホール・廊下	41.82	木質系フローリング
	風除室	13.65	ラインマット
	エントランスホール	158.71	木質系フローリング
	ブックポスト室	3.60	ビニル床タイル
	湯沸室 2	2.19	ビニル床シート

	機械室	10.50	弾性ウレタン塗床
2階	E Vホール	25.39	木質系フローリング
	廊下・待合ロビー	78.89	木質系フローリング
	情報コーナー		木質系フローリング
	カンファレンスルーム	31.01	タイルカーペット
	フリールーム	65.38	タイルカーペット
	保管庫 I	9.51	ビニル床タイル
	個別相談室 3	9.51	ビニル床タイル
	資料室	11.91	ビニル床タイル
	会議室	64.28	タイルカーペット
	検査室	11.30	木質系フローリング
	個別相談室 I	17.72	タイルカーペット
	個別相談室 2	11.20	タイルカーペット
	相談事務室	55.47	タイルカーペット
	ミーティングルーム(館長室)	10.17	タイルカーペット
	更衣室	7.75	ビニル床シート
	湯沸室	1.77	ビニル床シート
	男子便所 I	11.85	床タイル
	女子便所 I	13.90	床タイル
	S K室	3.38	ビニル床シート
	多目的便所	6.12	床タイル
3階	E Vホール	247.59	木質系フローリング
	交流ロビー・廊下		木質系フローリング
	事務室	85.09	タイルカーペット
	更衣室	8.76	ビニル床シート
	青少年室事務室	64.94	タイルカーペット
	印刷室	14.50	タイルカーペット
	施設長室	15.31	タイルカーペット
	学習室 I	69.95	タイルカーペット
	学習室 2	44.09	タイルカーペット
	湯沸室	1.77	ビニル床シート
	男子便所 I	11.85	床タイル
	女子便所 I	13.90	床タイル
	S K室	3.38	ビニル床シート

	多目的便所	6.12	床タイル
4階	E Vホール	162.36	木質系フローリング
	ホール・廊下		木質系フローリング
	団体交流室2	47.71	タイルカーペット
	多目的会議室・倉庫	148.67	タイルカーペット
	調理室	59.69	ビニル床シート
	工作作業室	50.57	木質系フローリング
	和室	32.30	畳・木質系フローリング
	倉庫	63.62	床タイル
	湯沸室	1.77	ビニル床シート
	男子便所1	11.85	床タイル
	女子便所1	13.90	床タイル
	S K室	3.38	ビニル床シート
	多目的便所	6.12	床タイル
5階	E Vホール	158.11	木質系フローリング
	ホール・廊下		木質系フローリング
	多目的リハーサル室	136.42	木質系フローリング
	ミキサー室	11.72	木質系フローリング
	スタジオ1	30.05	木質系フローリング
	スタジオ2	31.55	木質系フローリング
	スタジオ3	27.77	木質系フローリング
	男子更衣室	30.38	ビニル床シート
	女子更衣室	31.83	ビニル床シート
	倉庫1	23.83	ビニル床タイル
	倉庫2	11.62	ビニル床タイル
	前室1	2.75	木質系フローリング
	前室2	1.45	木質系フローリング
	前室3	2.37	木質系フローリング
	前室4	2.01	木質系フローリング
	給湯器置場	2.81	弾性ウレタン塗床
	湯沸室	1.77	ビニル床シート
	男子便所1	11.85	床タイル
	女子便所1	13.90	床タイル
	S K室	3.38	ビニル床シート

	多目的便所	6.12	床タイル
6階	E Vホール	155.18	木質系フローリング
	ホール・廊下		木質系フローリング
	ホワイエ		木質系フローリング
	多目的ホール	261.08	木質系フローリング
	前室1	2.20	木質系フローリング
	前室2	2.20	木質系フローリング
	前室3	8.10	木質系フローリング
	楽屋1	8.17	タイルカーペット
	楽屋2	9.02	タイルカーペット
	倉庫1	54.25	ビニル床タイル
	倉庫2	9.57	ビニル床タイル
	湯沸室	1.77	ビニル床シート
	男子便所1	22.31	床タイル
	女子便所1	25.12	床タイル
	多目的便所	5.75	床タイル
7階	空調機械室		弾性ウレタン塗床
	室外機・排煙機置場		
共通	階段1	30.52	木質系フローリング
	階段2	8.45	ビニル床シート
	階段3	25.08	ゴムタイル
	階段4	14.30	床タイル
	自転車置場斜路	20.70	床タイル
	外周窓ガラス	805.01	
合計		6, 874	

## 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館警備業務仕様書

対象 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館の建物及びその敷地

## 1 目的

受注者は、発注者の施設内外の保安警備業務に万全を期し、災害・犯罪を防止する安全環境を確保するとともに、その他不良行為を排除し、併せて来館者の安全を図るものとする。

## 2 警備業務上の留意事項

- (1) 警備員として必要な専門知識、技能の習得に努めるとともに、良識が豊かで誠実な人格を身につけ、常に清潔で端正な服装を心掛け、明快で節度のある態度をもった健康なものを充てること。
- (2) 警備員は、来館者に対して、言葉丁寧に親切に対応すること。
- (3) 受注者は、現場における業務を管理する責任者（以下「業務責任者」という。）を定め、併せてその他警備に従事する者の氏名を発注者に通知するものとする。
- (4) 受注者は、人事管理上その他やむを得ない理由により異動交代を行う場合においては、事前にその旨を発注者に通知するものとする。
- (5) 業務責任者は、管理業務実施上の指揮監督及び指揮下の警備員の服務状況の管理監督を行わなければならない。
- (6) 発注者は、業務に従事する者について、服務上不相当と認めたときは、他の者との交替を受注者に求めることができる。
- (7) 保安警備上遺漏内容がないよう、発注者と十分な連携をとること。
- (8) 発注者は警備員の控え室（管理事務室）を無償にて提供する。ただし、常に整理整頓を心掛け、火災その他災害事故の防止に努めるものとする。
- (9) 業務の履行にあたっては、関係法令を遵守すること。

## 3 警備時間等

- (1) 午前7時30分から午後10時30分【月曜日から土曜日】
- (2) 午前7時30分から午後6時30分【日曜日・祝日】
- (3) 休館日（12月29日から1月3日）及び時間外であっても、緊急を要する場合において発注者の要請があれば業務に従事するものとする。

## 4 業務内容

(1) 防災業務

- ① 火気源、漏水、危険物等の点検及び排除
- ② 消火器の管理
- ③ 火災等緊急事態発生時に臨機の措置をとるとともに関係者に急報すること。

(2) 防犯業務

- ① 各玄関及び各室の施錠確認及び解錠
- ② 盗難予防及び不法侵入者並びに潜伏者の発見・排除
- ③ 挙動不審者に対する処置

ア 来館者を把握し挙動不審な者を認めたときは、これを確かめ必要に応じて臨機の処置をとるとともに監督職員に報告し指示を受けること。

イ 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館条例、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザの管理運営に関する規則、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館のびのび子育てプラザの管理運営に関する規則及び図書館の管理運営に関する規則に違反する者、又は違反するおそれのある者を認めるときは必要に応じて臨機の処置をとるとともに監督職員に報告し指示を受けること。

(3) 管理事務室での事務(1名)

以下の時間は管理事務室にて待機し、来館者対応にあたるものとする。

ア 月曜日から土曜日 午前7時30分から午前8時30分、午後2時30分から午後5時

イ 日曜日・祝日 午前7時30分から午前9時45分、午後0時から午後2時、午後2時30分から16時00分、16時30分から17時00分

(4) エントランスロビー警備・巡回業務(1名)

- ① 定期巡回時を除く以下の時間帯は、エントランスロビーに警備員1名を配置し、案内・治安維持にあたること。

ア 月曜日から土曜日 午前9時45分から午後0時、午後5時から午後7時、午後8時から午後10時

イ 日曜日・祝日 午前9時45分から午後0時、午後5時から午後6時

- ② 定時巡回は、以下の時間に行うものとする。

ア 月曜日から土曜日 午前11時・午後2時・午後5時・午後8時・午後10時

イ 日曜日・祝日 午前11時・午後2時・午後6時

異常又は危険を発見したときは速やかに監督職員に連絡し、その指示を受けること。また、不潔な箇所を発見したときは、監督職員に連絡するなど館内美化を心がけること。

(5) のびのび子育てプラザ一時預かり事業利用者への対応

月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時45分から午前9時30分においては、のびのび子育てプラザ一時預かり事業利用者の対応のため、駐輪場に1名配置するものとする。

(6) その他の業務

ア 遺失物等の取扱い

職務中に入手した遺失物、引取手のない物品等は監督職員に連絡し、これを引継ぐ。

イ 附属設備等の保全

附属設備の破損、故障等を認めたときは、職員に連絡する。

(7) 業務の引継ぎ

警備員の交替時は、連絡事項を漏れなく引継ぎ交替するものとする。なお、必要があれば職員にも連絡する。

(8) その他

この仕様書に準ずるもののほか、現場の状況に応じ、軽微な業務で、発注者が警備上必要と認める業務については、受注金額の範囲内で実施するものとする。

## 5 鍵の預託

- (1) 委託業務に必要な鍵は、発注者及び受注者相互に預託し、不正が生じないような厳重な取扱いと保管をすること。
- (2) 発注者が預託する鍵は契約期間終了後直ちに返却するものとする。
- (3) 発注者が預託した鍵は、絶対に複製してはならない。

## 6 業務終了後の措置

警備員は、毎日の業務終了後、警備実施結果を警備業務管理日誌に記入し、発注者に毎日提出して、その確認を受けなければならない。

## 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館機械警備業務仕様書

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館（以下「未来館」という。）の施設の機械警備に関する必要な事項について、次のとおり定める。

## 1 基本的事項

- (1) 警備業務の実施にあたっては、常に施設及び設備等の保安に細心の注意をもって、誠実に履行しなければならない。
- (2) 警備方法は、警報警備方式及び巡回警備方式により実施するものとする。
- (3) 業務に使用する機械装置及び通信回線並びに車両・装備その他すべてのものについて、受注者の負担とする。
- (4) 警備業務に必要な電気使用料は、無償とする。
- (5) 機械警備業務管理者（以下「管理者」という。）の名簿・管理者資格証の写しをあらかじめ発注者に提出しなければならない。
- (6) 施設内の秘密はもちろんのこと、業務上知り得た秘密は漏らさないこと。
- (7) この仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随して必要と認める軽微な部分は、契約金額の範囲内で実施しなければならない。

## 2 業務内容

- (1) 不審者、不法行為者の早期発見と措置
- (2) 警備対象物件の異常発見、通報及び緊急措置
- (3) 盗難の早期発見と阻止
- (4) 警報機器類の正常動作確認、監視及び緊急措置
- (5) 機械警備システム用に警備対象物件に設置された異常感知装置及び自動通報装置（以下、警備用装置類という。）の点検操作
- (6) その他不測事態の防止と阻止
- (7) その他警備発注者側の指示事項
- (8) 年末年始（12月29日から1月3日）の図書館返却ポストの回収

### 3 警備時間

(1) 警備時間は、原則として、次のとおりとする。

期 間	区 分	開始時間	終了時間
毎年4月1日から 毎年3月31日まで	(平日) 月曜日から 金曜日まで 土曜日	巡回警備 午後10時30分	翌日の午前7時 30分
		警報警備 午後11時	
	日曜日・祝日 日曜日・祝日 の翌日が平日 でない場合	巡回警備 午後6時30分	翌日の午前7時 30分
		警報警備 午後7時	
年未年始 毎年12月29日から 翌年1月3日まで	全日	午前7時	翌日の午前7時

(2) 前項の規定にかかわらず、時間外勤務等各種事情により発注者の職員の勤務時間を変更した場合は、それに伴いその時間を変更するものとする。

### 4 警備業務実施要領

(1) 警備方法

ア 機械警備業務のシステム概要は、異常又は非常事態に迅速に対応できるよう機械装置等による異常感知、警備センター（基地局）での監視、警備員の巡回及び急行並びに必要なかつ臨機な処置の方法とし、具体的には受注者は法令に照らしてあらかじめ文書等を作成のうえ、発注者に説明しその承認を得なければならない。

イ 上記警備方法のいずれかに故障等の異常が生じ機能しなくなった場合は、速やかに代替警備対策を講ずること。

(2) 監視体制

ア 警備員の待機場所は、大阪府公安委員会規則（機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則）に基づき、25分以内で未来館に到着できる場所に設置しなければならない。

イ 警備センターには、未来館に設置された機械装置等により感知された侵入及び火災の異常発生を電話回線を用いて自動的に通報される機械設備を設けること。

ウ 設置された機械設備及び機械装置等の維持管理又は運用については、計画書を作成する等、常に良好な状態を保つように留意し、正常作動を確認することができる装置を未来館に設置すること。

エ 警備センターにおいては、管理者のもとに異常の有無を間断なく監視し、遺漏のないように細心の注意をはらうこと。

オ 警備時間中に開館準備等各種事情による発注者の職員の入館については、次の要領で行う。

(ア) 発注者は、あらかじめ受注者に対して職員の名簿を交付するものとする。

(イ) 警備センターは、電話等で入館する職員の氏名、用件を聴取する。入館者は警備解除のため必要な措置を講じるものとする。

(ウ) 入館した職員が退館する際は、退館者は警備開始のため必要な措置を講じるものとする。

### (3) 警備員の巡回及び急行

ア 火災等の防止に万全を期し、異常発生にも即応できるよう監視体制を整えとともに、常時巡回体制を充実させ警戒すること。

イ 警備時間中においても、適宜巡回し、その都度正常又は安全の確認を図ること。

期 間	最低巡回数
年末年始 毎年12月29日から 毎年1月3日まで	毎日 昼間1回、夜間1回

ウ 警備員の巡回については、ア・イの方法によるものとし、具体的には受注者が未来館の警戒を円滑に行うため計画を作成し発注者に説明すること。

### (4) 緊急時の措置

ア 火災等の緊急事態を感知したときは、次の点について十分留意し、適正かつ適切に臨機の措置をとらなければならない。

(ア) 火災等の異常箇所の確認

(イ) 複数の警備員の協力体制による現場対応

(ウ) 警察機関及び消防機関等への連絡

(エ) 発注者緊急連絡者への連絡

(オ) 必要な指示の遵守

イ 常に前記の措置を講じることができるよう、必要な警備員の数、待機所及び車両その他の装備を適正に配置しなければならない。

### (5) 事故報告書の提出

警備時間中に事故が発生したときは、受注者は事故報告書を発注者に提出しなければならない。

## 5 警備業務報告書の提出

受注者は、警備時間中の巡回時の状況等を示した「警備業務報告書」を作成し、発注者に提出するものとする。

## 6 預託する鍵の取扱い

- ア 発注者が預託する鍵は警備上必要とする鍵とする。
- イ 発注者が預託する鍵は発注者が貸与するもので、契約期間終了後直ちに返却するものとする。
- ウ 業務遂行のため発注者が受注者に預託する鍵は、受注者の責任において厳重な管理を行うものとする。
- エ 発注者が預託する鍵は、絶対に複製してはならない。
- オ 発注者が受注者へ預託する鍵は2組とする。

## 7 警報装置の保守点検及び報告

受注者は施設に設置した警報機器の機能について、適宜点検を行い、また毎日警報装置の正常な機能を、警備センターにおいて確認しなければならない。万一、警備装置の故障により動作に異常が生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講ずること。受注者は、警報機器及び警報装置の機能点検を行なった際は、報告書を提出すること。

## 8 その他

- ア 施設の設備の破損等を発見したときは、速やかに発注者に連絡すること。
- イ 不審者や異常又は危険を発見したときは、速やかに発注者に連絡すること。
- ウ 受注者は、発注者の了承の上、業務の一部について再委託を行なえることとする。
- エ この業務仕様書の定めのない事項及び疑義が生じたときは、発注者及び受注者協議のうえ定めるものとする。
- オ 機械警備設備を導入し、正常な動作確認が完了するまでの間は、人的警備で補うものとする。

## 自家用電気工作物保安管理業務仕様書

この仕様書は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザの自家用電気工作物保安管理業務（以下「自家用電気工作物保安管理業務」という。）の実施に関して、当該業務を合理的かつ効率的に執行するための基本的事項を以下のとおりとする。

## 1 業務内容

自家用電気工作物保安管理業務は、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について報告するとともに、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）への不適合又は不適合の恐れがあると判断した場合は、必要な指導又は助言を行うものとする。

なお、電気機器、諸装置等の機能点検及び電氣的連系がない部分の点検並びに発電装置の原動機の分解・整備、内部点検等については業務に含まない。

- (1) 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計審査、工事期間中の巡視、点検（週1回以上。）及び測定・試験
- (2) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の巡視、点検及び測定・試験（以下「定期点検」という。）
- (3) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求並びに再発防止のためとるべき措置の指導、助言及び状況に応じたの臨時点検

## 2 業務の種類及び回数

前項第1号及び第2号に定める点検の種類及び回数は別表「巡視、点検及び測定・試験の基準」のとおりとする。

## 3 別表に記載する主要な事項の取扱い

別表に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、毎年交互に実施するものとする。又、年次点検は当該月の月次点検に併せて行うものとする。
- (2) 外観点検は、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無（サーモラベルによる過熱の判定を含む。）、電線と他物との隔離距離の適否、設置線等の保安装置の取付状況等を、電気工作物の運転を停止しない状態で梯子その他の用具を用いず到達できる場所から目視等により実施するものとします。ただし、設備の状況により運転を停止する必要がある場合は打ち合わせのうえ、運転を停止します。
- (3) △印のものは、別に定める判断基準がある場合、必ずしも実施しなくても構わない。

## 4 その他の業務

第1項に定める事項のほか、次に掲げる電気保安に関する業務は、必要の都度実施するものとする。

- (1) 経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長が、電気関係法令に基づいて行う検査の立会い。
- (2) 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合の指導、助言。
- (3) その他契約を履行するため必要な事項。

## 5 低絶縁監視装置

- (1) 低圧電路の絶縁状態を監視するため、低圧絶縁監視装置（以下「監視装置」という。）を設置し、常に正常に稼動するよう保守を行うものとする。なお、監視装置の設置場所及び電灯配線等の設備等の利用については無償とする。
- (2) 監視装置が警報基準（設定の上限値を 50mA とする。）以上の漏えい電流が発生している警報（以下「漏えい警報」という。）を、連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合は、対応を行うとともに、その受信記録を3年間保存するものとする。
- (3) 設置された監視装置の移設、取外、修理等を行わない。また、故意過失による紛失、損傷以外の場合はその損害相当額の弁済も行わない。
- (4) 契約期間終了後は、監視装置を撤去するものとする。

## 6 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書の定め疑義が生じたときは、協議のうえ決定するものとする。

【別表Ⅰ】 No.Ⅰ - Ⅰ

設備		点検項目	月次点検 【隔月Ⅰ回】	年次点検 【毎年Ⅰ回】	
				年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○	○
		10 kVによる絶縁抵抗測定		△	○
		継電器の動作試験		△	○
		継電器の慣性特性試験		△	○
		継電器の動作特性試験		△	○
		開閉器と継電器の連動試験		△	○
引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○	○	
	10 kVによる絶縁抵抗測定		△	○	
受電設備	遮断機	外観点検	○	○	○
		10 kVによる絶縁抵抗測定		△	○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○
		10 kVによる絶縁抵抗測定		△	○
	遮断機、負荷開閉器	外観点検	○	○	○
		10 kVによる絶縁抵抗測定		△	○
		継電器の動作試験		△	○
		継電器の慣性特性試験		△	○
		継電器の動作特性試験		△	○
		開閉器と継電器の連動試験		△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		10 kVによる絶縁抵抗測定		△	○
		内部点検		△	△
		絶縁油の酸価度試験		△	△
	コンデンサ、 リアクトル	外観点検	○	○	○
		10 kVによる絶縁抵抗測定		△	○
	計器用変成器、零 相変流器	外観点検	○	○	○
		10 kVによる絶縁抵抗測定		△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○
		10 kVによる絶縁抵抗測定		△	○

【別表Ⅰ】 No.1 - 2

設備		点検項目	月次点検 【隔月1回】	年次点検 【毎年1回】	
				年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
受電設備	母線等	外観点検	○	○	○
		10 kVによる絶縁抵抗測定		△	○
	その他高圧機器	外観点検	○	○	○
		10 kVによる絶縁抵抗測定		△	○
受・配電盤	配電盤、制御回答	外観点検	○	○	○
		電圧値、電流値の測定	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		計器校正試験		△	△
		シーケンス試験		△	△
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		△	○
		漏えい電流測定	○	○	○

【別表Ⅰ】 No.2 - 1

設備		点検項目	月次点検 【隔月1回】	年次点検 【毎年1回】	
				年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	低圧配線、制御記録	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○

【別表Ⅰ】 No.2-2

設備		点検項目	月次点検 【隔月1回】	年次点検 【毎年1回】	
				年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
負荷設備	開閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	遮断器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	絶縁状態監視		低圧絶縁監視装置による		
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○
		電圧測定	○	○	○
		比重測定		○	○
		液温測定		○	○
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	構造物等			△	○
非常予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○
		始動・停止試験	○	○	○
		保護継電器の動作試験		△	○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		発電電圧、周波数（回転数）の測定	○	○	○
		保護継電器の動作試験		△	○
		インターロック試験		△	△

注1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。

- 2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。
- 3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせて実施する。
- 4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については、保安協会と協議する。
- 5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 6 絶縁油の酸価度試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそ

れがある場合、一部又は全部を省略することがある。

- 7 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
- 8 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- 9 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。
- 10 10 kVボルトによる絶縁抵抗測定は、6 kVボルトの高圧設備に対して適用する。

【別表3】 No.3

設備	点検項目	月次点検 【隔月1回】	年次点検 【毎年1回】	
			年次点検 I	年次点検 II
			発電装置等	太陽電池発電装置
絶縁抵抗測定		△		
蓄電池	外観点検	○		○
	電圧測定	○		○
	比重測定			○
	液温測定			○
交流直流変換装置	外観点検	○		○
	絶縁抵抗測定			△
系統連系保護装置	外観点検	○		○
	保護継電器の動作試験			△
発電状況	発電電圧の測定	○	○	
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○
		接地抵抗測定		△

注1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。

- 2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。
- 3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせて実施する。
- 4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については、保安協会と協議する。
- 5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 6 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。

## 設備容量

### I 設備容量

#### (1) 需要設備

- ・受電設備総容量及び電圧

700 kVA 6.6kV

- ・非常用予備発電設備定格容量

1台目250 kVA, 2台目 - kVA, 3台目 - kVA

#### (2) 発電所

- ・発電設備定格容量及び原動機の種類

1台目 20 kVA (太陽電池), 2台目 - kVA ( )

#### (3) 手数料算定容量

700 kVA

## 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館中央監視盤保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館地下1階管理事務室に設置している中央監視盤の保守点検について必要な事項を定めるものとする。

- 1 実施場所 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
吹田市山田西4丁目2番43号
- 2 委託期間 4月1日から翌年3月31日
- 3 対象機器 中央管制装置 savic-netFX 一式  
熱源・ローカル一般制御機器 一式
- 4 保守・点検項目  
別紙のとおり
- 5 業務実施の留意事項
  - (1) 設備の故障発生のお知らせを受けたときは速やかに作業員を派遣し、修理等必要な措置を講ずるものとする。
  - (2) 作業員は点検に必要な知識及び技術を有し、設備に精通している者とする。
  - (3) 点検の結果、交換が必要と認められる場合は、その修理の実施については、協議の上行うものとする。
- 6 報告書の提出について  
保守点検結果及び機器の点検結果に基づき処理した事項、その他作業内容並びに必要な場合には、技術的所見を記載した「保守作業報告書」と作業状況を記録した写真を保守点検業務完了後速やかに提出し、その確認を受けるものとする。

『作業条件』

- A : システムを停止せずに実施出来る点検  
 B : 一時的にシステム停止が必要な点検  
 C : システムを停止しなければならない点検

## 中央管制装置 savic-netFX

### オンサイト点検

ユニット	保守項目	標準	作業
		点検周期	条件
1. SMS II	(1)システム情報の確認	1 年	A
	(2)インジケータ表示確認	1 年	A
	(3)データファイルのバックアップ作成	1 年	C
	(4)給電状態の確認	1 年	C
	(5)各部のクリーンアップ	1 年	C
	(6)ケーブル、コネクタ類の装着状態の確認	1 年	C
	(7)外観点検	1 年	A
	(8)バッテリーの定期交換	4 年	A
2. DSS II	(1)システム情報の確認	1 年	A
	(2)インジケータ表示確認	1 年	A
	(3)データファイルのバックアップ作成	1 年	C
	(4)給電状態の確認	1 年	C
	(5)各部のクリーンアップ	1 年	C
	(6)ケーブル、コネクタ類の装着状態の確認	1 年	C
	(7)外観点検	1 年	A
	(8)バッテリーの定期交換	4 年	A
3. SCS	(1)システム情報の確認	1 年	A
	(2)インジケータ表示確認	1 年	A
	(3)データファイルのバックアップ作成	1 年	C
	(4)給電状態の確認	1 年	C

	(5)各部のクリーンアップ	1 年	C
	(6)ケーブル、コネクタ類の装着状態の確認	1 年	C
	(7)外観点検	1 年	A
	(8)バッテリーの定期交換	4 年	A
4. UPS	(1) 外観点検	1 年	A
	(2) 表示灯の点灯状態確認	1 年	A
	(3) 設置環境の確認	1 年	A
	(4) 実負荷時の動作確認	1 年	A
	(5) ファンの動作確認及び交換	1 年	B
	(6) バッテリーの異常の有無確認及び交換	1 年	B

※ 監視用 PC およびプリンタは非常要請のみです。

# 中央管制装置 savic-netFX

## BAS 診断

◎BAS 診断は、遠隔から実施致します。

ユニット	保 守 項 目	標 準	作 業
		点検周期	条件
1. SMS II	(1) システム情報・設定の確認	1ヶ月	A
	(2) データファイルのバックアップ作成	1ヶ月	A
	(3) システム各種ログの保存	1ヶ月	A
	(4) 内部温度状態の確認	1ヶ月	A
	(5) 電源・バッテリー状態の確認	1ヶ月	A
	(6) ハードディスク状態の確認	1ヶ月	A
	(7) Ethernet通信状態の確認	1ヶ月	A
2. DSS II	(1) システム情報・設定の確認	1ヶ月	A
	(2) データファイルのバックアップ作成※	1ヶ月	A
	(3) システム各種ログの保存	1ヶ月	A
	(4) 内部温度状態の確認	1ヶ月	A
	(5) 電源・バッテリー状態の確認	1ヶ月	A
	(6) ハードディスク状態の確認	1ヶ月	A
	(7) Ethernet通信状態の確認	1ヶ月	A
3. SCS	(1) システム情報・設定情報の確認	1ヶ月	A
	(2) データファイルのバックアップ作成※	1ヶ月	A
	(3) システム各種ログの保存	1ヶ月	A
	(4) 内部温度状態の確認	1ヶ月	A
	(5) 電源・バッテリー状態の確認	1ヶ月	A
	(6) Ethernet通信状態の確認	1ヶ月	A
	(7) NC-bus通信状態の確認	1ヶ月	A
4. リモートユニット	(1) エラー情報の確認	1ヶ月	A
	(2) データファイルのバックアップ作成	1ヶ月	A

# 空調 制御動作点検

◎空調 制御動作点検は、遠隔から実施致します。

対象系統	保守項目	使用計測点	報告 周期
(1)空調機制御(1) AHU-1 図書館  (2)空調機制御(2) AHU-2 多目的ホール	(1) 室内温度制御状態の点検・確認 ①実制御状態における制御精度の確認 ②実制御状態における制御の安定性の確認 ③適正な制御パラメータへの補正 ④機器の動作確認	空調機状態 室内温度 室内温度設定 弁開度	4回/年
	(2) 室内湿度制御状態の点検・確認 ①実制御状態における制御精度の確認 ②実制御状態における制御の安定性の確認 ③適正な制御パラメータへの補正 ④機器の動作確認	空調機状態 室内湿度 室内湿度設定 加湿弁開度/加湿器状態	
	(3) 給気温度制御状態の点検・確認 ①実制御状態における制御精度の確認 ②実制御状態における制御の安定性の確認 ③適正な制御パラメータへの補正 ④機器の動作確認	空調機状態 給気温度 給気温度設定 弁開度	
	(4) 還気温度制御状態の点検・確認 ①実制御状態における制御精度の確認 ②実制御状態における制御の安定性の確認 ③適正な制御パラメータへの補正 ④機器の動作確認	空調機状態 還気温度 還気温度設定	
	(5) 還気湿度制御状態の点検・確認 ①実制御状態における制御精度の確認 ②実制御状態における制御の安定性の確認 ③適正な制御パラメータへの補正 ④機器の動作確認	空調機状態 還気湿度 還気湿度設定 加湿弁開度/加湿器状態	
	(6) 給気温度リミット制御状態の点検・確認 ①制御パラメータ及び制御プログラム・機器の動作確認	空調機状態 給気温度	
	(7) ウォーミングアップ制御 ①制御パラメータ及び制御プログラム・機器の動作確認	空調機状態 加湿弁開度/加湿器状態/タンパ開度	

<p>(8) 空調機停止時のインターロック制御</p> <p>①制御パラメータ及び制御プログラム・機器の動作確認</p>	<p>空調機状態 弁開度/加湿弁開度/加湿器状態/ダンプ開度</p>
<p>(9) CO2 制御</p> <p>①実制御状態における制御精度の確認 ②実制御状態における制御の安定性の確認 ③適正な制御パラメータへの補正 ④機器の動作確認</p>	<p>空調機状態 CO<sub>2</sub>濃度 CO<sub>2</sub>濃度設定 外気ダンプ開度</p>

# ローカル制御 オンサイト点検

《EV 基本サービス》

機 種	保 守 項 目	点検 周期
1. 温湿度センサ (検出器・発信器)	(1) 設置環境及び、取付位置・状態の確認 (2) 配線端子の緩み点検及び増締め (3) クリーンアップ	1 年
2. コントローラ	(1) 外観目視点検 (2) インジケータの確認 (3) 配線端子、取付状態の緩み確認及び増締め (4) クリーンアップ (5) メモリバックアップバッテリー外観点検及び交換年月の確認	1 年
3. 操作器 (バルブ、ダンパ)	(1) 外観目視点検 (汚れ・損傷・漏れ等) (2) 配線端子、取付状態の緩み確認及び増締め (3) クリーンアップ	1 年
4. CO2 センサ	(1) 本体のクリーンアップ (2) 外観・及び取付状態の点検 (3) 端子・ねじ部のゆるみの点検 (4) 基準ガスによる校正※ <sup>1</sup> (5) 作動状態の確認	1 年
5. 圧力センサ	(1) 機器仕様の確認 (2) 外観およびシール材状態の確認 (3) 基準入力による出力確認 (4) 機器内部の確認 (5) 端子・ねじ部の増締め (6) 作動状態の確認	1 年
6. 電磁流量計	(1) 機器仕様の確認 (2) 基準入力による出力確認 (3) 機器内部の確認 (4) 絶縁テスト (対アース間) (5) 端子・ねじ部の増締め (6) 作動状態の確認	1 年

## 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館環境衛生管理業務仕様書

この業務は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号。以下「ビル管理法」という。）及び水道法（昭和 32 年法律第 177 号）その他関係法令に基づき、適切な方法により環境衛生管理業務を行うものとする。

## 1 基本事項

- (1) 委託業務は、経験豊富な技術者（資格を有するものにあつては、資格取得者であること）により実施しなければならない。
- (2) 建築物環境衛生管理技術者を業務の実施における責任者として配置し、業務の実施にあつては関係法令に規定するものにより実施しなければならない。

## 2 業務対象施設

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館

吹田市山田西 4 丁目 2 番 43 号

地下 2 階地上 7 階建 延べ床面積 7, 585. 48 m<sup>2</sup>

## 3 業務内容

- |              |    |
|--------------|----|
| (1) 空気環境測定   | 一式 |
| (2) 空気調和設備管理 | 一式 |
| (3) 給水等管理測定  | 一式 |
| (4) 雑用水管理測定  | 一式 |
| (5) 受水槽清掃・点検 | 一式 |
| (6) 排水設備清掃   | 一式 |
| (7) ねずみ等の防除  | 一式 |

## 4 測定箇所

- (1) 空気環境測定  
ビル管理法施行規則第 3 条の規定に基づくものとし、測定場所は 39 ポイントとし、職員と協議すること。
- (2) 給水等管理測定、雑用水管理測定  
貯水槽、給水栓末端等関係法令に基づくものとし、測定場所は職員と協議すること。

## 5 業務内容の詳細

### (1) 空気環境測定

種 別		実施時期及び回数	実施（測定）方法
1	浮遊粉塵の量	2ヶ月以内ごとに1回	ビル管理法施行規則第3条の規定による
2	一酸化炭素の含有率		
3	二酸化炭素の含有率		
4	温度		
5	相対湿度		
6	気流		

### (2) 空気調和設備管理

種 別		実施時期及び回数	実施（測定）方法
1	冷却塔及び冷却水の点検	1月以内ごとに1回	ビル管理法及び水道法に基づいて行うものとする。
2	加湿装置の点検		
3	排水受けの点検		

上記については、汚れの状況の点検を行い、必要に応じて清掃するものとする。

### (3) 給水等管理測定

種 別		実施時期及び回数	実施（測定）方法
1	遊離残留塩素の含有率	7日以内ごとに1回	ビル管理法及び水道法に基づいて行うものとする。
2	10項目（一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物【全有機炭素（TOC）の量】、pH値、味、臭気、色度、濁度	6月以内ごとに1回	
3	5項目（鉛、亜鉛、鉄、銅、蒸発残留物）	6月1日から9月30日の間に1回	
4	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、総トリハロメタン、シアン化物イオン及び塩化シアン、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、臭素酸、トリクロロ酢酸、ホルムアルデヒド		

#### (4) 雑用水管理測定

種 別		実施時期及び回数	実施（測定）方法
1	遊離残留塩素の含有率	7日以内にごとに1回	ビル管理法及び水道法に基づいて行うものとする。
2	p h 値		
3	臭気		
4	外観		
5	大腸菌	2月以内ごと1回	
6	濁度		

- (5) 受水槽清掃・点検（雑用水槽の点検を含む） 年1回
- (6) 排水設備清掃 年2回
- (7) ねずみ等の防除 年2回

#### 6 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 従業員は、受注者名入りの統一した服装を着用するものとする。
- (2) 業務の履行に際しては、あらかじめ、業務の日時、作業方法等の詳細について、協議するものとする。
- (3) 受注者は、業務に支障を生じないように人員を配置し、業務に従事しなければならない。
- (4) 業務従事者は、常に健康状態に留意するとともに、健康状態の不良の者は、業務に従事させないこと。

#### 7 報告事項等

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び従業員の氏名等を報告するとともに、有資格者にあつては、資格を証する書類の写しを提出しなければならない。
- (2) 受注者は、業務の実施結果報告書を作成し、業務終了後速やかに発注者に提出し、確認を受けるものとする。
- (3) 建築物衛生管理技術者においては、特定建築物の環境衛生上の維持管理計画を作成し、発注者に提出するものとする。

#### 8 経費の負担等

委託業務に必要な経費のうち、電気、水道、ガスについては、発注者の負担とする。

#### 9 その他

この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
駐車場及び駐輪場管制装置保守業務仕様書

この仕様書は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館に設置する駐車場管制装置並びに駐輪場管制装置の保守に関して必要な事項を定めるものとする。

- 1 実施場所 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
吹田市山田西4丁目2番43号
- 2 対象設備

駐車場精算機FT4800	1式
駐車場I/F盤IF3100	2式
駐車場フラップFT1450	20式
駐輪・バイク精算機UT8500	2式
駐輪・バイクI/F盤親機	3式
駐輪・バイクI/F盤子機	8式
自転車ロック装置UT1700	105式
バイクロック装置UT1300	38式
- 3 保守期間 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 4 業務実施の留意事項
  - (1) 設備の故障発生の通報を受けたときは速やかに作業員を派遣し、修理等必要な措置を講ずること。
  - (2) 作業員は点検に必要な知識及び技術を有し、設備に精通している者とする。
  - (3) 点検の結果、交換が必要と認められる場合は、発注者に確認の上、速やかに良品と交換すること。
  - (4) 24時間対応できる体制を確保すること。
  - (5) 軽微な消耗品については受注者の負担とする。
- 5 報告書の提出について  
保守点検の結果及び機器の設定状況や作業内容などを技術的所見を記載した「作業報告書」と作業内容を確認できる記録を保守点検完了後速やかに提出し、その確認を受けるものとする。

## 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館電話設備保守業務仕様書

この仕様書は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館内の通信回線の保守並びに電話交換機の適正な管理に関して必要な事項を定めるものとする。

- 1 実施場所 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
吹田市山田西4丁目2番43号
  
- 2 対象設備
 

CX9000MI 電子交換機		1 式
HI-24E 多機能電話機		16 台
HI-24E 多機能電話機停電用		4 台
HI-P5 電話機		46 台
3回線留守番電話応答装置		3 台
OD 専用線回路		4 回路
コールシーケンサ設備		一式
回線管理		一式
  
- 3 保守期間 毎年4月1日から翌年3月31日まで
  
- 4 業務実施の留意事項
  - (1) 設備の故障発生の通報を受けたときは速やかに作業員を派遣し、修理等必要な措置を講ずること。
  - (2) 作業員は点検に必要な知識及び技術を有し、設備に精通している者とする。
  - (3) 点検の結果、交換が必要と認められる場合は、発注者に確認の上、速やかに良品と交換すること。
  - (4) 受注者は、発注者の要請があれば、発注者が必要とする回線の設定の変更・追加を行うものとする。
  - (5) 点検などを実施する場合は、通信が不通とならぬように、代替機で対応するなど、必要な措置を講ずること。
  
- 5 報告書の提出について
 

保守点検の結果及び機器の設定状況や作業内容などを技術的所見を記載した「作業報告書」と作業内容を確認できる記録を保守点検完了後速やかに提出し、その確認を受けるものとする。

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館空調設備保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館（以下「未来館」という。）の空調設備保守点検業務の実施に関して、必要な事項を定めるものである。

1 業務目的

本業務は、未来館に設置されている空調設備の維持保全を適正に行い、施設の快適性並びに利便性を保つと共に、空調設備を常に正常な状態に維持管理することを目的とする。

2 従業員

- (1) この業務についての経験が豊富であり技術に精通した者で、この業務を完全遂行できるものをもって実施しなければならない。
- (2) 従業員は健康であり、業務遂行に支障のない者を従事させること。

3 委託期間

毎年4月1日から翌年3月31日

4 実施場所

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
吹田市山田西4丁目2番43号

5 実施回数等

別紙9-2のとおり

6 業務内容

別紙9-3のとおり

7 留意事項

- (1) 機器の故障が発生した場合は、受注者は技術員を派遣し、速やかに適切な処置を講ずるものとする。
- (2) 実施日時については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。
- (3) 受注者は、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (4) 受注者は、あらかじめ年間の維持管理計画を作成し、発注者の承認を受けるものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者協議のうえ定めるものとする。

8 報告

受注者は、業務完了終了後、その都度報告書を提出し、確認検査を受けるものとする。

別紙 9 - 2

- 空気調和機
  - 定期点検 年 2 回
  - 中性能フィルター交換 年 1 回
  - プレフィルター洗浄 年 1 回
  - 冷却塔の清掃 月 1 回
  
- ガス吸収式冷温水発生機
  - 定期点検 年 4 回
  
- 全熱交換機
  - 定期点検 年 2 回 (フィルター清掃含む)
  
- ガス式パッケージ型エアコン
  - フィルター清掃 年 2 回
  - 中性能フィルター交換 年 1 回
  
- パッケージ型エアコン
  - フィルター清掃 年 2 回
  - 中性能フィルター交換 年 1 回

空調設備保守業務内容

1. 空気調和機

- ア 外装パネル・本体フレームの清掃
- イ 送風機の清掃
- ウ 電動機の異常確認
- エ 電動機取付け周り確認
- オ 電動機の絶縁抵抗の測定
- カ 軸受けグリース補給
- キ 軸受け周りの安全確認
- ク Vベルトの張り確認
- ケ プーリアライメントの調整
- コ Vベルトの交換
- サ ドレンパンの清掃
- シ 熱交換機フィン洗浄
- ス 熱交換器内の空気抜き
- セ 凍結防止対策
- ソ 加湿器内エリミネータの清掃
- タ 加湿ノズル点検清掃
- チ 蒸気管式加湿器内点検・清掃
- ツ T Y型蒸気加湿器の清掃・点検・水質管理
- テ エアフィルタ清掃
- ト 中性能フィルター交換
- ナ 水気化式加湿器の点検・清掃・水抜き
- ニ 回転式全熱交換機の清掃・点検・グリース補給
- ヌ 電気部品の点検
- ネ 中性能フィルター交換
- ノ プレフィルター洗浄

2. ガス吸収式冷温水発生機

- ア 冷温水機各部の確認
- イ 冷温水ポンプ、冷却水ポンプの運転状態確認
- ウ 冷却水ストレーナの確認・清掃
- エ 抽気確認
- オ 吸収液の管理
- カ 燃焼装置の確認
- キ 冷温水・冷却水の水質管理
- ク 冷却塔ユニットの点検
- ケ ファン羽根車の点検・清掃

- コ ファンケーシングの点検・清掃
- サ 軸受の点検
- シ プーリーの点検
- ス ベルトの点検
- セ モータの動作確認・絶縁抵抗の点検
- ソ ケーシング外版の点検
- タ 散水槽の点検
- チ ルーバの点検
- テ 充填材の点検・清掃
- ト 水槽の点検・清掃
- ナ ボールタップの確認
- ニ 骨材の点検
- ヌ ストレーナの点検・清掃

3. ガスヒートポンプエアコン  
フィルター清掃

4. パッケージエアコン  
フィルター清掃

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
ガス吸収式冷温水発生機保守業務仕様書

この仕様書は吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館に設置するガス吸収式冷温水発生機の保守に関して必要な事項を定めるものとする。

1 業務の目的

本業務はガス吸収式冷温水発生機の保守業務を行うことで、ガス吸収式冷温水発生機の機能を常に良好な状態にし、故障を未然に防止することを目的とする。

2 設置場所

吹田市山田西4丁目2番43号  
吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館

3 設置機器

ガス吸収式冷温水発生機 (RH-1,2)

4 委託期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで

5 定期点検の作業内容

別紙10-2のとおり

6 作業基準

- (1) 運転時に必要な調整等を除き機械の停止を必要とする作業は、原則として時間外に行うこと。
- (2) 技術者は技術、素行ともに優秀であるとともに作業は制服を着用のうえで行うこと。

7 作業結果の報告

各回の保守作業終了後、結果報告書を発注者に提出しなければならない。なお、作業完了に伴い検査を必要とするものについては発注者の検査を受けなければならない。

8 消耗品等の負担

- (1) 発注者の負担とするもの  
整備、修理、点検、清掃に必要な電力、水。
- (2) 受注者の負担とするもの  
業務遂行に必要な器具、工具及び軽微な消耗品

## 9 その他

- (1) 作業が他の受注者と関連する時は発注者を含め互いに協議、協力して行う。
- (2) 緊急時の対応については協議のうえ別途定める。

## 10 疑義の解決

この仕様書に疑義が生じた時は、発注者、受注者双方誠意をもって解決にあたるものとする。

小型パック式吸収冷温水機保守契約点検内容

対象機種

S U W - V 4 0 W P - 6 S X ( 8 1 3 5 7 4 9 5 )

S U W - V 6 0 W P - 6 S X ( 8 1 3 5 7 4 9 4 )

1 冷房シーズンイン点検

外観検査

機器の設置状況、付帯設備の確認

抽気ポンプ持参による抽気作業

燃料配管系統漏れテスト

電気系統の確認

本体関係の切替及び確認

燃焼関係の確認

起動・停止動作の確認

安全停止回路の確認

運転時間・発停回数確認

冷温水・冷却水ポンプ確認

冷却塔確認

運転データ記録・運転調整

2 冷房シーズンオン点検

外観検査

抽気ポンプ持参による抽気作業

燃焼状態の確認

運転時間・発停回数確認

冷温水・冷却水ポンプ確認

冷却塔確認

運転データ記録・運転調整

3 暖房シーズンイン点検

外観検査

機器の設置状況、付帯設備の確認

抽気ポンプ持参による抽気作業

燃料配管系統漏れテスト

電気系統の確認

本体関係の切替及び確認

燃焼関係の確認

起動・停止動作の確認

安全停止回路の確認

運転時間・発停回数確認  
冷温水ポンプ確認  
運転データ記録・運転調整

#### 4 暖房シーズンオン点検

外観検査  
燃焼状態の確認  
運転時間・発停回数確認  
冷温水ポンプ確認  
運転データ記録・運転調整

#### 5 冷却水系チューブブラシ洗浄

(吸収器・凝縮器内チューブとする)

(特記)

- ・上記定期点検以外のコールサービスにも応じること
- ・上記の冷却水系チューブブラッシング洗浄において酸性による薬品洗浄が必要なとき、その薬品については、保守契約金額に含むものとする。

## 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館消防用設備等保守業務仕様書

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館の消防用設備等の定期点検及び防火対象物点検を行い、委託場所における人命の安全、身体及び財産の保護に資するため、消防用設備等保守点検報告及び防火対象物点検報告（以下「委託業務」という。）について、次のとおり定める。

## 1 基本事項

- (1) 委託業務は、経験豊富な技術者（資格を必要とするものにあつては、資格取得者であること）により実施しなければならない。
- (2) 保守点検の結果、受注者の判断により、部品の取替え又は修理を必要とする箇所を発見した時は、直ちに職員に報告し、発注者及び受注者協議のうえ、必要な措置を講じること。

## 2 業務内容

- (1) 委託業務の実施は、消防用設備等保守点検においては年2回とし、そのうち総合点検を（1回）とする。防火対象物点検報告においても1回とし、消防法及び同法施行規則の規定に基づく様式による「点検結果報告書」を提出するまでの業務を行うものとする。
- (2) 消防用設備等保守点検

下記の対象設備に記載した消防用設備等の法令基準の点検を行い、安全かつ良好な状態を保つ。また、消火器については使用期限を守り、更新を行うこと。

ア 消火器具設備	（設備仕様は別表参照）	1 式
イ 泡消火設備	（設備仕様は別表参照）	1 式
ウ 自動火災報知設備	（設備仕様は別表参照）	1 式
エ 防火・防排煙設備	（設備仕様は別表参照）	1 式
オ 非常警報設備	（設備仕様は別表参照）	1 式
カ 誘導灯設備	（設備仕様は別表参照）	1 式
キ スプリンクラー設備	（設備仕様は別表参照）	1 式

## [設備仕様]

設備名称	機器	型式及び仕様	数量
消火器具設備	消火器		59
泡消火設備	泡消火ポンプ		1
	ポンプ起動盤		1
	呼水槽		1
	空気圧力槽		1
	泡ヘッド		116
	感知ヘッド		86

	アラームバルブセット		1
	原液タンク		1
	混合器		1
	一斉開放弁	(仕切弁付) YVA 型	11
	手動起動弁		11
自動火災報知設備	受信機	GR 型	1
	副受信機	液晶表示式・AC タイプ	3
	感知器	差動式 (スポット型)	73
		定温式 (スポット型)	27
		光電式 (スポット型)	193
		光電アナログ式 (スポット型)	78
	発信器	P 型 I 級	11
	地区音響装置	(ベル)	
	表示灯	24V	13
	常用電源	AC100V	1
予備電池		1	
配線			
防火・防排煙設備	連動操作盤		1
	手動開閉装置		
	自動起動装置	Dリリース数	3
	自動開錠装置		
	常用電源		1
	予備電池		1
	配線		
非常警報設備	アンプ	非常用放送設備 (360W)	1
	遠隔操作盤		1
	スピーカー	ホーン型	5
		コーン型	198
	常用電源		1
	予備電池	6Ah DC24V	2
	配線		
誘導灯設備	避難口誘導灯	B級<BL形>	32
		C級	22
	通路誘導灯	B級<BL形>	8
		C級	12
	階段誘導灯	32W<1灯>	31
		22W<1灯>	10
常用電源		1	

	配線		1
	誘導標識		1
スプリンクラー設備	ポンプユニット		1
	ポンプ起動盤		1
	呼水槽	50L型	1
	空気圧力槽	50L型	1
	スプリンクラーヘッド	72℃ 718個 96℃ 19個	737
	アラームバルブセット	SP 9台 予作動式 2台	11
	補助散水栓		15
	末端試験弁装置		11
	放水型スプリンクラー		1

(3) 防火対象物点検報告

点検は、下記の基準に基づいて実施するものとする。

- ア 消防計画と防火管理者の選任又は解任届が消防機関に届け出されていること。
- イ 定められた消防計画に基づいて、所定事項が適切に行なわれていること。
- ウ 避難上必要な施設及び防火戸の管理について、避難の支障となる物件が放置されていないこと。
- エ 防火対象物品（カーテン・絨毯等）に防火性能を有する旨の表示が付されていること。
- オ 圧縮アセチレンガス等火災予防又は消火活動上重要な支障を生ずるおそれのある物質を貯蔵して取り扱っている場合には届出されていること。
- カ 消防設備等が防火対象物の用途、構造及び規模等に応じて設置されていること。  
（消防点検内容とは別項目）
- キ 火を使用する設備等の位置・構造及び管理が適正であること。
- ク 火を使用する器具の取扱いが適正であること。
- ケ 火の使用に関する制限等が適正であること。
- コ 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いが適正であること。
- サ その他「防火対象物点検結果報告書」に係る点検項目に適合していること。

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館昇降機保守点検業務仕様書

本仕様書は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館内に設置しているエレベーターの正常かつ良好な運転状態を保つために必要な事項を定めるものとする。

1 対象

未来館内に設置しているエレベーター

2 対象設備

乗用（SP15-CO105）兼車いす用 2基  
仕様については別紙12-2のとおり

3 業務内容

- (1) エレベーターについて、正常かつ良好な状態を保つため、保守業務を行う。
- (2) エレベーターの保守点検は、毎月1回の遠隔操作による点検と年4回の定期点検（法定点検）とする。
- (3) 業務の範囲については、別紙12-3のとおりとし、無償で修理又は部品交換をするものとする。
- (4) 保守点検の結果、機器の故障等により修繕の必要がある場合は、速やかに発注者に報告しなければならない。
- (5) 修繕の施工については、発注者と受注者が協議のうえ実施するものとする。

4 業務完了届

受注者は、委託業務を完了したときは、遅延無く発注者に対してエレベーター作業報告書を提出するものとする。

エレベーター仕様			
概略仕様	台数	2台	
	用途(形式)	乗用(SPI5-CO105)兼車いす用	
	積載量(定員)	1000kg(15人)	
	速度	105m/min	
	制御方式	交流インバータ制御方式	
	操作方式	2台群乗合全自動方式・専用運転	
	停止ヶ所・出入口方向	(B2~B1、1~6F) 8ヶ所 1方向	
	かご内法(W×D×H)	1600mm×1500mm×2250mm	
	出入口寸法(W×H)	900mm×2100mm	
	ドア方式	2枚戸中央開き(電動式)	
	電動機出力	AC-10.0KW	
	電源	動力	三相3線 210V 60Hz
		照明	単相 100V 60Hz
	管制運転	地震	有(P波+S波感知器(3段検知)リスタート機能付)
		火災	有
		自家発	無
	停電時自動着床装置	有	
耐震クラス	S09		
かご内連絡装置	24V同時通話式インターホン		
基本仕様及び標準装備仕様	ピット冠水管制運転、台風時パーキング機能 行先階取消機能、反転時呼び一括キャンセル機能 気配りアナウンス機能		
特記事項	車いす兼用仕様(かご、乗場一式) 多光軸セフティ(2D)付 音声案内装置付 点字銘板を一般用品に追加貼付 国際シンボルマーク付 インターホン呼び応答灯付 館内案内板付 ドア安全装置(機械式・両側) 非常放送用スピーカー付 サービス階切り離し運転付(監視盤キーSW方式) 監視盤付 磁石式保護マット付 荷摺(ステンレス製・H350・t2、裏面スタッド止め)付 かご内防犯用CCDカメラ付 高調波対策付 オーバーヘッド短縮仕様 着床チャイム付		

## 乗用兼車いす用エレベーター 点検項目及び内容

付加装置	地震時管制運転装置 停電時自動着床装置 監視盤 直接通話機能 防犯カメラ 遮煙のりばドア
その他	警告ラベルステッカー
運転状態関係	かごの走行状態 かごとのりばの段差 戸の開閉状態 戸閉め安全装置
制御盤・巻上機関係	制御盤 電動機、巻上機 調速機 ブレーキ
かご関係	かご室の周壁、天井及び床、照明、ファン 停電灯装置 インターホン かご操作盤、かご位置表示灯 かご戸及びしきい かご上環境 かごのガイドショー（ローラー） 非常止め装置 かご戸のスイッチ 戸の開閉装置
昇降路・ピット関係	昇降路 ピット環境 ガイドレール・ブラケット メインロープ 調速機ロープ リミットスイッチ つり合いおもり 移動ケーブル 緩衝器 張り車
のりば関係	のりば戸及びしきい のりば戸のインターロック・スイッチ のりばインジケーターボタン のりば位置表示灯

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館機械設備保守業務仕様書

本仕様書は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館の排煙機・送風機・雨水濾過装置（以下「機械設備」という。）を常に安全かつ良好な運転状態を保ち、機械設備の適切な維持管理について必要な事項を定めたものである。

1 実施場所

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
吹田市山田西4丁目2番43号

2 対象設備

別紙のとおり

3 保守点検実施回数

- (1) 送風機・排煙機保守点検 年2回
- (2) 雨水濾過装置保守点検 年4回（3ヶ月ごと）

4 保守点検実施時期

実施時期については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

5 留意事項

- (1) 受注者は、機械設備保守業務終了後は、点検報告書を作成し、発注者に提出するものとする。
- (2) 点検の結果、部品の交換・修理を要する場合は、別途打合せのうえ、施工するものとする。
- (3) 故障等緊急の場合は、即時対応するものとし、代替措置をとるなど速やかに必要な措置を講じるものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。
- (5) 雨水濾過装置の薬注装置については、不足が発生した場合は、補充するものとする。

排煙機

機器番号	系統	型式	型番	製造番号	台数	羽根径	送風機		kw	φ	V	設置場所	備考
							送風量 CMH	機外静圧 Pa					
FSM-1	B2F図書館	遠心式排煙機電動機駆動形低圧用	5SRMH f-6型	P09775253	1	#5	30,400	580	15	3	200	B1階排煙機械室2	
FSM-2	B1F駐車場	遠心式排煙機電動機駆動形低圧用	7SRMH f-4型	P09775255	1	#7	51,800	430	18.5	3	200	B1階排煙機械室1	
FSM-3	共用・青少年	遠心式排煙機電動機駆動形低圧用	5・1/2SRMH f-2型	P10712499	1	#5・1/2	36,400	420	15	3	200	7階室外機・排煙機置場	

排煙機・送風機機器リスト  
送風機（排気）

機器番号	系統	型式	型番	製造番号	台数	羽根径	送風機		kw	φ	V	設置場所	備考
							送風量 CMH	機外静圧 Pa					
FE-B2F1	空調機械室	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-120SUC	1005	1	#1.1/2	1330	90	0.33	1	100	B2階空調機械室	
FE-B2F2	発電機室	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-50SUC	1004	1	#1.1/4	570	60	0.0875	1	100	B2階発電機室	
FE-B2F3	電気室	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-90SUC	1005	1	#1.1/2	1090	90	0.2	1	100	B2階電気室	
FE-B2F4	自転車置場	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-90SUC	1005	1	#1.1/2	930	80	0.244	1	100	B2階消火ポンプ室	
FE-B2F5	受水槽室	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-180TUC	1005	1	#1.1/2	2080	80	0.54	3	200	B2階消火ポンプ室	
FE-B2F6	消火ポンプ室	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-40SUC	1005	1	#1.1/4	310	30	0.065	1	100	B2階消火ポンプ室	
FE-B2F7	倉庫2	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-30SUC	1002	1	#1.1/4	140	80	0.041	1	100	B2階倉庫2	
FE-B2F8	倉庫1	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-30SUC	1002	1	#1.1/4	170	100	0.041	1	100	B2階倉庫1	
FE-B2F9	EVホール、廊下	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-30SUC	1005	1	#1.1/4	250	50	0.041	1	100	B2階電気室	
FE-B2F10	便所	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-100SUC	1005	1	#1.1/2	1120	120	0.244	1	100	B2階消火ポンプ室	
FE-B1F1	湯沸室	消音ボックス付シロッコファン（消音・耐湿型）	BFS-30SYI	1001	1	#1	40	60	0.0435	1	100	B1階湯沸室	
FE-B1F2	排煙機械室2	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-30SUC	1006	1	#1・1/4	270	60	0.041	1	100	B1階排煙機械室2	
FE-B1F3-A	駐車場	搬送ファン	AH-1509TCA	1007	1	-	1175	130	0.078	3	200	B1階駐車場	
FE-B1F3-B	駐車場	搬送ファン	AH-1509TCA	1007	1	-	1175	-	0.078	3	200	B1階駐車場	
FE-B1F3-C	駐車場	搬送ファン	AH-1509TCA	1007	1	-	1175	-	0.078	3	200	B1階駐車場	
FE-B1F3-D	駐車場	搬送ファン	AH-1509TCA	1007	1	-	1175	-	0.078	3	200	B1階駐車場	
FE-B1F3-E	駐車場	搬送ファン	AH-1509TCA	1007	1	-	1175	-	0.078	3	200	B1階駐車場	
FE-B1F3-F	駐車場	搬送ファン	AH-1509TCA	1007	1	-	1175	-	0.078	3	200	B1階駐車場	
FE-B1F3-G	駐車場	搬送ファン	AH-1509TCA	1007	1	-	1175	-	0.078	3	200	B1階駐車場	
FE-B1F4	排煙機械室1	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-40SUC	1006	1	#1・1/4	300	60	0.065	1	200	B1階排煙機械室1	
FE-B1F5	管理事務室（湯沸）	消音ボックス付シロッコファン（消音・耐湿型）	BFS-40SYI	1002	1	#1・1/4	310	70	0.0715	1	100	B1階バイク置場	
FE-B1F6	便所	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-40SUC	1006	1	#1・1/4	310	70	0.065	1	100	B1階バイク置場	
FE-B1F7	EVホール、廊下	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-50SUC	1002	1	#1・1/4	550	60	0.0875	1	100	B1階バイク置場	
FE-B1F8-A	バイク置場	搬送ファン	AH-2009SA	1007	1	-	1450	-	0.083	1	100	B1階バイク置場	
FE-B1F8-B	バイク置場	搬送ファン	AH-2009SA	1007	1	-	1450	-	0.083	1	100	B1階バイク置場	
FE-B1F9	ゴミ置場	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-50SUC	1003	1	#1・1/4	530	80	0.0875	1	100	B1階バイク置場	
FE-B1F10-A	駐車場	搬送ファン	AH-2009TCA	1006	1	-	1450	-	0.118	3	200	B1階駐車場	
FE-B1F10-B	駐車場	搬送ファン	AH-2009TCA	1006	1	-	1450	-	0.118	3	200	B1階駐車場	
FE-B1F10-C	駐車場	搬送ファン	AH-2009TCA	1006	1	-	1450	-	0.118	3	200	B1階駐車場	
FE-B1F10-D	駐車場	搬送ファン	AH-2009TCA	1006	1	-	1450	-	0.118	3	200	B1階駐車場	
FE-1F1	機械室	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-30SUC	1003	1	#1・1/4	200	50	0.041	1	100	1階機械室	
FE-1F2	風除室	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-30SUC	1001	1	#1・1/4	230	50	0.041	1	100	1階風除室	
FE-1F3	保育室便所	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-50SUC	1003	1	#1・1/4	450	70	0.0875	1	100	1階保育室便所	
FE-1F4	倉庫3	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-30SUC	0912	1	#1・1/4	160	70	0.041	1	100	1階倉庫3	
FE-1F5	倉庫2	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-30SUC	1001	1	#1・1/4	170	40	0.041	1	100	1階倉庫2	
FE-1F6	倉庫1	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-30SUC	1001	1	#1・1/4	200	20	0.041	1	100	1階倉庫1	
FE-1F7	湯沸室1	消音ボックス付シロッコファン（消音・耐湿型）	BFS-30SYI	1003	1	#1	50	20	0.0435	1	100	1階湯沸室1	
FE-1F8	多目的便所	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-30SUC	1001	1	#1・1/4	200	50	0.041	1	100	1階更衣室	
FE-1F9	男子便所1	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-30SUC	1002	1	#1・1/4	230	40	0.041	1	100	1階更衣室	
FE-1F10	女子便所1	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-30SUC	1001	1	#1・1/4	210	30	0.041	1	100	1階更衣室	
FE-1F11	男子便所2	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-40SUC	1002	1	#1・1/4	410	70	0.065	1	100	1階便所通路	
FE-1F12	女子便所2	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-65SUC	1002	1	#1・1/4	680	120	0.119	1	100	1階女子便所	
FE-1F13	湯沸室2	消音ボックス付シロッコファン（消音・耐湿型）	BFS-40SYI	1002	1	#1・1/4	240	80	0.0715	1	100	1階エントランスホール	
FE-1F14	湯沸室3	消音ボックス付シロッコファン（消音・耐湿型）	BFS-30SYI	1003	1	#1	50	60	0.0435	1	100	1階たんぼほろム	

機器番号	系統	型式	型番	製造番号	台数	羽根径	送風機		kw	φ	V	設置場所	備考
							送風量	機外静圧					
							CMH	Pa					
FE-2F1	ミーティングルーム	消音ボックス付シロッコファン (消音・耐湿型)	BFS-40SYI	1005	1	#1・1/4	310	50	0.0715	1	100	2階ミーティングルーム	
FE-2F2	湯沸室	消音ボックス付シロッコファン (消音・耐湿型)	BFS-30SYI	1006	1	#1	20	50	0.0435	1	100	2階女子便所	
FE-2F3	多目的便所	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-30SUC	1006	1	#1・1/4	200	70	0.041	1	100	2階女子便所	
FE-2F4	男子便所	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-40SUC	1005	1	#1・1/4	380	80	0.065	1	100	2階男子便所	
FE-2F5	女子便所	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-50SUC	1006	1	#1・1/4	440	100	0.0675	1	100	2階男子便所	
FE-3F1	湯沸室	消音ボックス付シロッコファン (消音・耐湿型)	BFS-30SYI	1006	1	#1	20	50	0.0435	1	100	3階女子便所	
FE-3F2	多目的便所	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-30SUC	1006	1	#1・1/4	200	70	0.041	1	100	3階男子便所	
FE-3F3	男子便所	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-40SUC	1006	1	#1・1/4	380	80	0.065	1	100	3階男子便所	
FE-3F4	女子便所	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-50SUC	1006	1	#1・1/4	440	100	0.0675	1	100	3階女子便所	
FE-4F1	湯沸室	消音ボックス付シロッコファン (消音・耐湿型)	BFS-30SYI	1006	1	#1	20	50	0.0435	1	100	4階女子便所	
FE-4F2	多目的便所	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-30SUC	1007	1	#1・1/4	200	70	0.041	1	100	4階男子便所	
FE-4F3	男子便所	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-40SUC	1007	1	#1・1/4	380	80	0.065	1	100	4階女子便所	
FE-4F4	女子便所	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-50SUC	1007	1	#1・1/4	440	100	0.0675	1	100	4階男子便所	
FE-4F5	調理室	ストレートシロッコファン (厨用)	BFS-150SX	1007	1	#1.1/2	1,700	150	0.485	1	100	4階工作室	
FE-5F1	EPS	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-30SUC	1006	1	#1・1/4	240	60	0.041	1	100	5階廊下	
FE-5F2	女子便所	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-50SUC	1007	1	#1・1/4	540	80	0.0875	1	100	5階女子便所	
FE-5F3	男子便所	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-50SUC	1007	1	#1・1/4	460	60	0.0875	1	100	5階男子便所	
FE-5F4	倉庫2	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-15SUC	1008	1	#1	150	50	0.0205	1	100	5階ホール	
FE-5F5	EVホール	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-65SUC	1008	1	#1・1/4	660	50	0.119	1	100	5階倉庫1	
FE-5F6	湯沸室	消音ボックス付シロッコファン (消音・耐湿型)	BFS-30SYI	1008	1	#1	20	50	0.0435	1	100	5階女子便所	
FE-5F7	女子便所	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-50SUC	1007	1	#1・1/4	440	100	0.0675	1	100	5階男子便所	
FE-5F8	男子便所	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-40SUC	1008	1	#1・1/4	380	80	0.065	1	100	5階男子便所	
FE-5F9	多目的便所	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-30SUC	1006	1	#1・1/4	200	70	0.041	1	100	5階女子便所	
FE-5F10	吹抜け循環	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-150SUC	1005	1	#1.1/2	1,700	100	0.48	1	100	5階ホール	
FE-5F11	倉庫1	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-40SUC	1008	1	#1・1/4	380	60	0.065	1	100	5階倉庫1	
FE-6F1	倉庫1	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-80SUC	1008	1	#1・1/4	830	70	0.159	1	100	6階倉庫1	
FE-6F2	倉庫2	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-30SUC	1003	1	#1	140	70	0.041	1	100	6階ホール (中)	
FE-6F3	倉庫3	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-40SUC	1009	1	#1・1/4	330	80	0.065	1	100	7階空調機械室	
FE-6F4	EPS	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-30SUC	1003	1	#1・1/4	240	60	0.041	1	100	6階廊下	
FE-6F5		消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-40SUC	1009	1	#1・1/4	400	70	0.065	1	100	6階ホール (北)	
FE-6F6		消音ボックス付シロッコファン (消音・耐湿型)	BFS-30SYI	1006	1	#1	20	50	0.0435	1	100	6階女子便所	
FE-6F7		消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-30SUC	1007	1	#1・1/4	190	70	0.041	1	100	6階男子便所	
FE-6F8		消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-65SUC	1007	1	#1・1/4	700	100	0.119	1	100	6階男子便所	
FE-6F9		消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-80SUC	1007	1	#1・1/4	790	90	0.159	1	100	6階女子便所	
FE-7F1	空調機械室	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-90SUC	1009	1	#1.1/2	1,040	70	0.2	1	100	7階空調機械室	

排煙機・送風機機器リスト  
送風機（排気）

機器番号	系統	型式	型番	製造番号	台数	羽根径	送風機		kw	φ	V	設置場所	備考	
							送風量	機外静圧						
							CMH	Pa						
FE-B2F1	空調機械室	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-120SUC	1005	1	#1.1/2	1330	90	0.33	1	100	B2階空調機械室		
FE-B2F2	発電機室	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-50SUC	1004	1	#1.1/4	570	60	0.0875	1	100	B2階発電機室		
FE-B2F3	電気室	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-90SUC	1005	1	#1.1/2	1090	90	0.2	1	100	B2階電気室		
FE-B2F4	自転車置場	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-90SUC	1005	1	#1.1/2	930	80	0.244	1	100	B2階消火ポンプ室		
FE-B2F5	受水槽室	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-180TUC	1005	1	#1.1/2	2080	80	0.54	3	200	B2階消火ポンプ室		
FE-B2F6	消火ポンプ室	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-40SUC	1005	1	#1.1/4	310	30	0.065	1	100	B2階消火ポンプ室		
FE-B2F7	倉庫2	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-30SUC	1002	1	#1.1/4	140	80	0.041	1	100	B2階倉庫2		
FE-B2F8	倉庫1	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-30SUC	1002	1	#1.1/4	170	100	0.041	1	100	B2階倉庫1		
FE-B2F9	EVホール、廊下	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-30SUC	1005	1	#1.1/4	250	50	0.041	1	100	B2階電気室		
FE-B2F10	便所	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-100SUC	1005	1	#1.1/2	1120	120	0.244	1	100	B2階消火ポンプ室		
FE-B1F1	湯沸室	消音ボックス付シロッコファン（消音・耐湿型）	BFS-30SY1	1001	1	#1	40	60	0.0435	1	100	B1階湯沸室		
FE-B1F2	排煙機械室2	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-30SUC	1006	1	#1.1/4	270	60	0.041	1	100	B1階排煙機械室2		
FE-B1F3-A	駐車場	搬送ファン	AH-1509TCA	1007	1	-	1175	130	0.078	3	200	B1階駐車場		
FE-B1F3-B	駐車場	搬送ファン	AH-1509TCA	1007	1	-	1175	-	0.078	3	200	B1階駐車場		
FE-B1F3-C	駐車場	搬送ファン	AH-1509TCA	1007	1	-	1175	-	0.078	3	200	B1階駐車場		
FE-B1F3-D	駐車場	搬送ファン	AH-1509TCA	1007	1	-	1175	-	0.078	3	200	B1階駐車場		
FE-B1F3-E	駐車場	搬送ファン	AH-1509TCA	1007	1	-	1175	-	0.078	3	200	B1階駐車場		
FE-B1F3-F	駐車場	搬送ファン	AH-1509TCA	1007	1	-	1175	-	0.078	3	200	B1階駐車場		
FE-B1F3-G	駐車場	搬送ファン	AH-1509TCA	1007	1	-	1175	-	0.078	3	200	B1階駐車場		
FE-B1F4	排煙機械室1	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-40SUC	1006	1	#1.1/4	300	60	0.065	1	200	B1階排煙機械室1		
FE-B1F5	管理事務室（湯沸）	消音ボックス付シロッコファン（消音・耐湿型）	BFS-40SY1	1002	1	#1.1/4	310	70	0.0715	1	100	B1階バイク置場		
FE-B1F6	便所	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-40SUC	1006	1	#1.1/4	310	70	0.065	1	100	B1階バイク置場		
FE-B1F7	EVホール・廊下	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-50SUC	1002	1	#1.1/4	550	60	0.0875	1	100	B1階バイク置場		
FE-B1F8-A	バイク置場	搬送ファン	AH-2009SA	1007	1	-	1450	-	0.083	1	100	B1階バイク置場		
FE-B1F8-B	バイク置場	搬送ファン	AH-2009SA	1007	1	-	1450	-	0.083	1	100	B1階バイク置場		
FE-B1F9	ゴミ置場	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-50SUC	1003	1	#1.1/4	530	80	0.0875	1	100	B1階バイク置場		
FE-B1F10-A	駐車場	搬送ファン	AH-2009TCA	1006	1	-	1450	-	0.118	3	200	B1階駐車場		
FE-B1F10-B	駐車場	搬送ファン	AH-2009TCA	1006	1	-	1450	-	0.118	3	200	B1階駐車場		
FE-B1F10-C	駐車場	搬送ファン	AH-2009TCA	1006	1	-	1450	-	0.118	3	200	B1階駐車場		
FE-B1F10-D	駐車場	搬送ファン	AH-2009TCA	1006	1	-	1450	-	0.118	3	200	B1階駐車場		
FE-1F1	機械室	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-30SUC	1003	1	#1.1/4	200	50	0.041	1	100	1階機械室		
FE-1F2	風除室	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-30SUC	1001	1	#1.1/4	230	50	0.041	1	100	1階風除室		
FE-1F3	保育室便所	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-50SUC	1003	1	#1.1/4	450	70	0.0875	1	100	1階保育室便所		
FE-1F4	倉庫3	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-30SUC	0912	1	#1.1/4	160	70	0.041	1	100	1階倉庫3		
FE-1F5	倉庫2	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-30SUC	1001	1	#1.1/4	170	40	0.041	1	100	1階倉庫2		
FE-1F6	倉庫1	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-30SUC	1001	1	#1.1/4	200	20	0.041	1	100	1階倉庫1		
FE-1F7	湯沸室1	消音ボックス付シロッコファン（消音・耐湿型）	BFS-30SY1	1003	1	#1	50	20	0.0435	1	100	1階湯沸室1		
FE-1F8	多目的便所	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-30SUC	1001	1	#1.1/4	200	50	0.041	1	100	1階更衣室		
FE-1F9	男子便所1	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-30SUC	1002	1	#1.1/4	230	40	0.041	1	100	1階更衣室		
FE-1F10	女子便所1	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-30SUC	1001	1	#1.1/4	210	30	0.041	1	100	1階更衣室		
FE-1F11	男子便所2	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-40SUC	1002	1	#1.1/4	410	70	0.065	1	100	1階便所通路		
FE-1F12	女子便所2	消音ボックス付シロッコファン（消音型）	BFS-65SUC	1002	1	#1.1/4	680	120	0.119	1	100	1階女子便所		
FE-1F13	湯沸室2	消音ボックス付シロッコファン（消音・耐湿型）	BFS-40SY1	1002	1	#1.1/4	240	80	0.0715	1	100	1階エントランスホール		
FE-1F14	湯沸室3	消音ボックス付シロッコファン（消音・耐湿型）	BFS-30SY1	1003	1	#1	50	60	0.0435	1	100	1階たんぽぽルーム		

機器番号	系統	型式	型番	製造番号	台数	羽根径	送風機		kw	φ	V	設置場所	備考
							送風量	機外静圧					
							CMH	Pa					
FE-2F1	ミーティングルーム	消音ボックス付シロッコファン (消音・耐湿型)	BFS-40SYI	1005	1	#1・1/4	310	50	0.0715	1	100	2階ミーティングルーム	
FE-2F2	湯沸室	消音ボックス付シロッコファン (消音・耐湿型)	BFS-30SYI	1006	1	#1	20	50	0.0435	1	100	2階女子便所	
FE-2F3	多目的便所	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-30SUC	1006	1	#1・1/4	200	70	0.041	1	100	2階女子便所	
FE-2F4	男子便所	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-40SUC	1005	1	#1・1/4	380	80	0.065	1	100	2階男子便所	
FE-2F5	女子便所	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-50SUC	1006	1	#1・1/4	440	100	0.0675	1	100	2階女子便所	
FE-3F1	湯沸室	消音ボックス付シロッコファン (消音・耐湿型)	BFS-30SYI	1006	1	#1	20	50	0.0435	1	100	3階女子便所	
FE-3F2	多目的便所	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-30SUC	1006	1	#1・1/4	200	70	0.041	1	100	3階男子便所	
FE-3F3	男子便所	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-40SUC	1006	1	#1・1/4	380	80	0.065	1	100	3階男子便所	
FE-3F4	女子便所	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-50SUC	1006	1	#1・1/4	440	100	0.0675	1	100	3階女子便所	
FE-4F1	湯沸室	消音ボックス付シロッコファン (消音・耐湿型)	BFS-30SYI	1006	1	#1	20	50	0.0435	1	100	4階女子便所	
FE-4F2	多目的便所	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-30SUC	1007	1	#1・1/4	200	70	0.041	1	100	4階男子便所	
FE-4F3	男子便所	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-40SUC	1007	1	#1・1/4	380	80	0.065	1	100	4階女子便所	
FE-4F4	女子便所	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-50SUC	1007	1	#1・1/4	440	100	0.0675	1	100	4階男子便所	
FE-4F5	調理室	ストレートシロッコファン (厨房用)	BFS-150SX	1007	1	#1.1/2	1,700	150	0.485	1	100	4階工作室	
FE-5F1	EPS	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-30SUC	1006	1	#1・1/4	240	60	0.041	1	100	5階廊下	
FE-5F2	女子便所	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-50SUC	1007	1	#1・1/4	540	80	0.0875	1	100	5階女子便所	
FE-5F3	男子便所	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-50SUC	1007	1	#1・1/4	460	60	0.0875	1	100	5階男子便所	
FE-5F4	倉庫2	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-15SUC	1008	1	#1	150	50	0.0205	1	100	5階ホール	
FE-5F5	EVホール	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-65SUC	1008	1	#1・1/4	660	50	0.119	1	100	5階倉庫1	
FE-5F6	湯沸室	消音ボックス付シロッコファン (消音・耐湿型)	BFS-30SYI	1008	1	#1	20	50	0.0435	1	100	5階女子便所	
FE-5F7	女子便所	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-50SUC	1007	1	#1・1/4	440	100	0.0675	1	100	5階男子便所	
FE-5F8	男子便所	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-40SUC	1008	1	#1・1/4	380	80	0.065	1	100	5階男子便所	
FE-5F9	多目的便所	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-30SUC	1006	1	#1・1/4	200	70	0.041	1	100	5階女子便所	
FE-5F10	吹抜け循環	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-150SUC	1005	1	#1.1/2	1,700	100	0.48	1	100	5階ホール	
FE-5F11	倉庫1	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-40SUC	1008	1	#1・1/4	380	60	0.065	1	100	5階倉庫1	
FE-6F1	倉庫1	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-80SUC	1008	1	#1・1/4	830	70	0.159	1	100	6階倉庫1	
FE-6F2	倉庫2	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-30SUC	1003	1	#1	140	70	0.041	1	100	6階ホール (中)	
FE-6F3	倉庫3	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-40SUC	1009	1	#1・1/4	330	80	0.065	1	100	7階空調機械室	
FE-6F4	EPS	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-30SUC	1003	1	#1・1/4	240	60	0.041	1	100	6階廊下	
FE-6F5		消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-40SUC	1009	1	#1・1/4	400	70	0.065	1	100	6階ホール (北)	
FE-6F6		消音ボックス付シロッコファン (消音・耐湿型)	BFS-30SYI	1006	1	#1	20	50	0.0435	1	100	6階女子便所	
FE-6F7		消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-30SUC	1007	1	#1・1/4	190	70	0.041	1	100	6階男子便所	
FE-6F8		消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-65SUC	1007	1	#1・1/4	700	100	0.119	1	100	6階男子便所	
FE-6F9		消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-80SUC	1007	1	#1・1/4	790	90	0.159	1	100	6階女子便所	
FE-7F1	空調機械室	消音ボックス付シロッコファン (消音型)	BFS-90SUC	1009	1	#1.1/2	1,040	70	0.2	1	100	7階空調機械室	

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館電気設備保守業務仕様書

本仕様書は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館（以下「未来館」という。）の電気設備保守業務に関して必要な事項を定めたものである。

1 目的

受注者は、未来館の電気設備に関し常に管理保全に努め、その維持に万全を期することを目的とする。

2 対象設備

直流電源装置（TR-SNTR10020） 一式

※仕様は別紙14-2のとおり

蓄電池（SNSX-150） セル数54

デジタルパネル 一式

3 従業員

従業員は、経験豊富な技術者をもって実施しなければならない。また、資格を要するものについては有資格者をもって実施するものとする。

4 委託期間

毎年4月1日から翌年3月31日

5 業務内容

- (1) 直流電源装置を良好な運転状態を維持できるよう保守業務を行う。点検項目は別紙14-3のとおりとする。
- (2) 保守点検の結果、機器の故障等により修繕の必要がある場合は、速やかに発注者に報告しなければならない。
- (3) 修繕の施工については、発注者と受注者が協議のうえ実施するものとする。

6 点検実施時期及び回数

点検実施時期は発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

点検回数は年2回実施するものとする。

7 業務完了報告

受注者は、保守点検を実施したときは、遅延無く発注者に対して「作業報告書を提出するものとする。

## 直流電源装置性能仕様

## 1 交流電源

	項目	仕様	備考
交流入力	相数	3 P h 3 W	
	電圧	210V ± 10%	
	周波数	60Hz ± 5%	
	定格入力容量	4.6kVA	
	最大入力容量	5.5kVA	

## 2 整流器

	項目	仕様	備考	
定格	冷却方式	自冷		
	定格	100%連続		
	整流方式	三相全波整流		
	制御方式	サイリスタ自動低電圧制御		
直流電力	浮動充電電圧	120.4V (定格電圧)	出力電圧調整範囲 ± 3%以上 (入力電圧定格、出力負荷時)	
	出力電圧精度 (注)	浮動	± 1.5%以内	入力電圧定格 ± 10% 出力電流 0 - 100%
		(注)無負荷状態で入力電圧を定格値 ± 10%で変動させた時出力電圧 ± 1.0%以内とする。		
	定格電流	20A		
	最大垂下電流	定格電流の120%以下		
	効率	75%以上	定格出力時	
力率	70%以上	定格出力時		

## 3 負荷電圧補償装置

	項目	仕様	備考
入出力特性	方式	シリコンドロップ	
	入力電圧	DC 120.4V max	定格出力電圧まで補償
	負荷電圧	DC 90V - 110V	設定 L : 95V H : 110V
	負荷電流	DC 1A - 10A	
	構成	約 8V 2段	

## 直流電源装置点検項目

項 目	内 容	実施回数
浮動充電中の蓄電池総電圧	1. 0.5 級以上の電圧計で蓄電池総電圧を測定。 2. 盤面の電圧計で電圧値の指示の確認。	年 2 回
浮動充電中の各蓄電池の電圧	各蓄電池の電圧を測定する。電圧は次の範囲内とする。 1) 2Vタイプ 管理基準 1年未満 2.10V~2.55V 1年以降 2.23±0.1V 許容電圧範囲 2.10V~2.55V 2) 4Vタイプ 管理基準 1年未満 4.20V~4.92V 1年以降 4.46V±0.15V 許容電圧範囲 4.20V~4.92V 3) 6Vタイプ 管理基準 1年未満 6.30V~7.25V 1年以降 6.69V±0.2V 許容電圧範囲 6.30V~7.25V 4) 12Vタイプ 1年未満 12.6V~14.2V 1年以降 13.38V±0.3V 許容電圧範囲 12.6V~14.2V	年 2 回
蓄電池などの外観	電槽、ふたの亀裂、変形などの損傷および漏液の有無の確認	年 2 回
	ほこりなどによる損傷の有無の確認	
	キュービクル、接続版、接続線、蓄電池端子などの発錆の有無の確認	

※測定に使用する計測器は、定期的に校正し、許容誤差内のものを使用すること。

## 直流電源装置点検項目

項 目	内 容	実施回数
接続部	ボルト・ナットのゆるみの有無の確認及び増し締めの実施。	年 1 回
蓄電池の温度	蓄電池の電槽の表面温度の測定。	年 1 回



## 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館植栽維持管理業務仕様書

本仕様書は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館の植栽地を構成している植物の生育条件を整え、その形態の育成・維持・保全を図り、植栽の景観を維持し、常に整備された状態を保つために必要な事項について定めたものである。

## 1 対象施設

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館（敷地内全域）  
吹田市山田西4丁目2番43号

## 2 植栽管理範囲

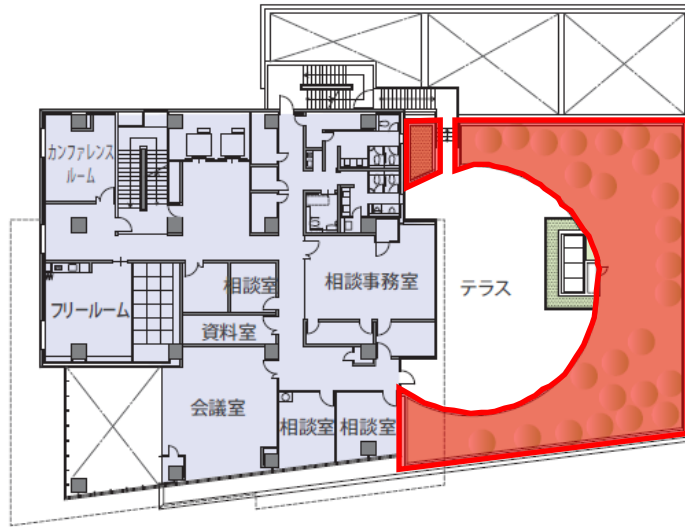
別紙のとおり

## 3 作業内容、回数

- |           |         |
|-----------|---------|
| (1) 除 草   | 年 2 回   |
| (2) 剪 定   | 年 1 回   |
| (3) 低木刈込  | 年 1 回   |
| (4) 施 肥   | 年 1 回   |
| (5) 殺虫剤散布 | 年 2 回   |
| (6) 植付け   | 年 1 回以上 |
| (7) 散水    | 必要に応じて  |

## 4 留意事項

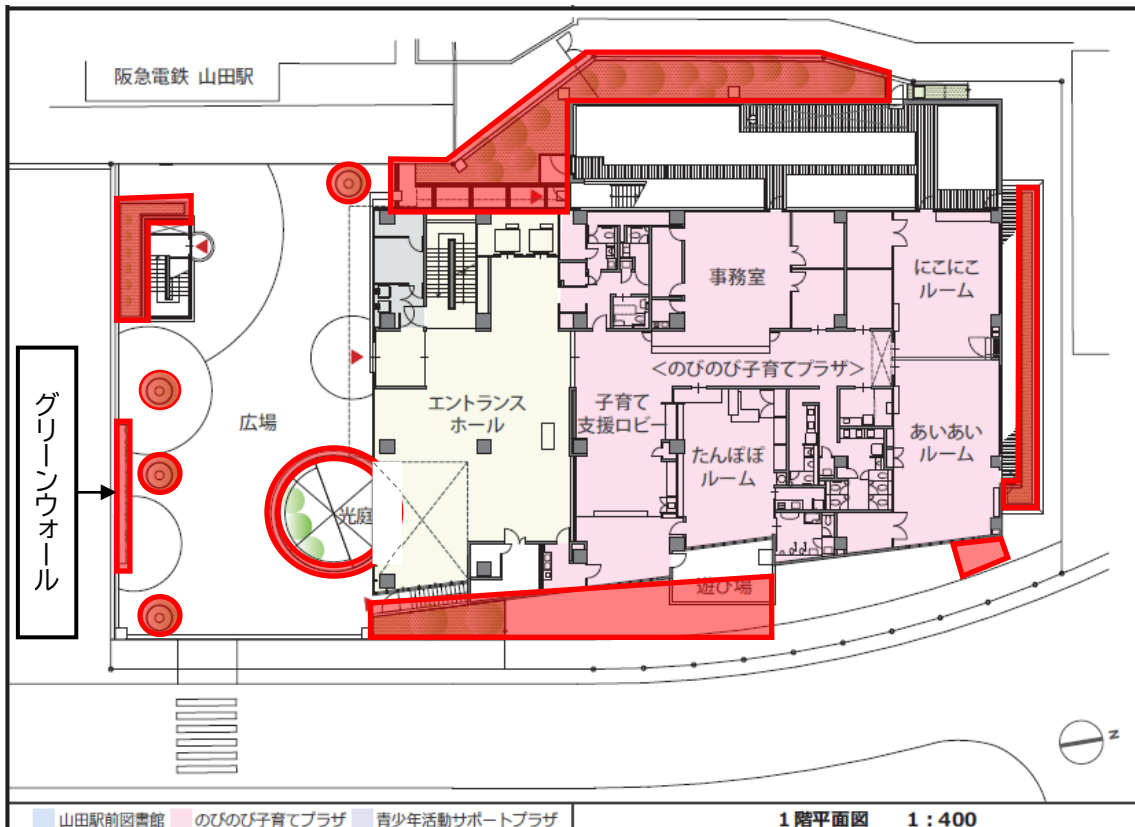
- (1) 実施時期については、協議のうえ決定する。
- (2) 人力による抜根除草は植込地、植柵内の地際より繁茂している雑草類の根株を残さないように、人力により抜き取ること。
- (3) 抜き跡は凸凹のないように付近の土で埋め戻すこと。
- (4) 除草・剪定時には、雨水等の滞留を防ぐため、植栽の飛散防止措置及び排水溝の清掃を含むものとする。
- (5) 受注者は、発注者と協議のうえ、作業内容及び実施時期等を記入した「植栽維持管理計画書」を作成し、発注者に提出すること。
- (6) 植付けは、発注者と受注者が協議のうえ作成した「植栽計画書」に基づいて実施すること。
- (7) 受注者は、各作業を実施するときには、その前日までに作業内容及び実施時間等を発注者に連絡すること。
- (8) 受注者は、作業を完了したときは、作業内容、実施時間及び作業責任者、作業記録等を記入した「作業報告書」を作成して、発注者に提出すること。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議のうえ定めるものとする。



<ぶらっとーむ吹田>

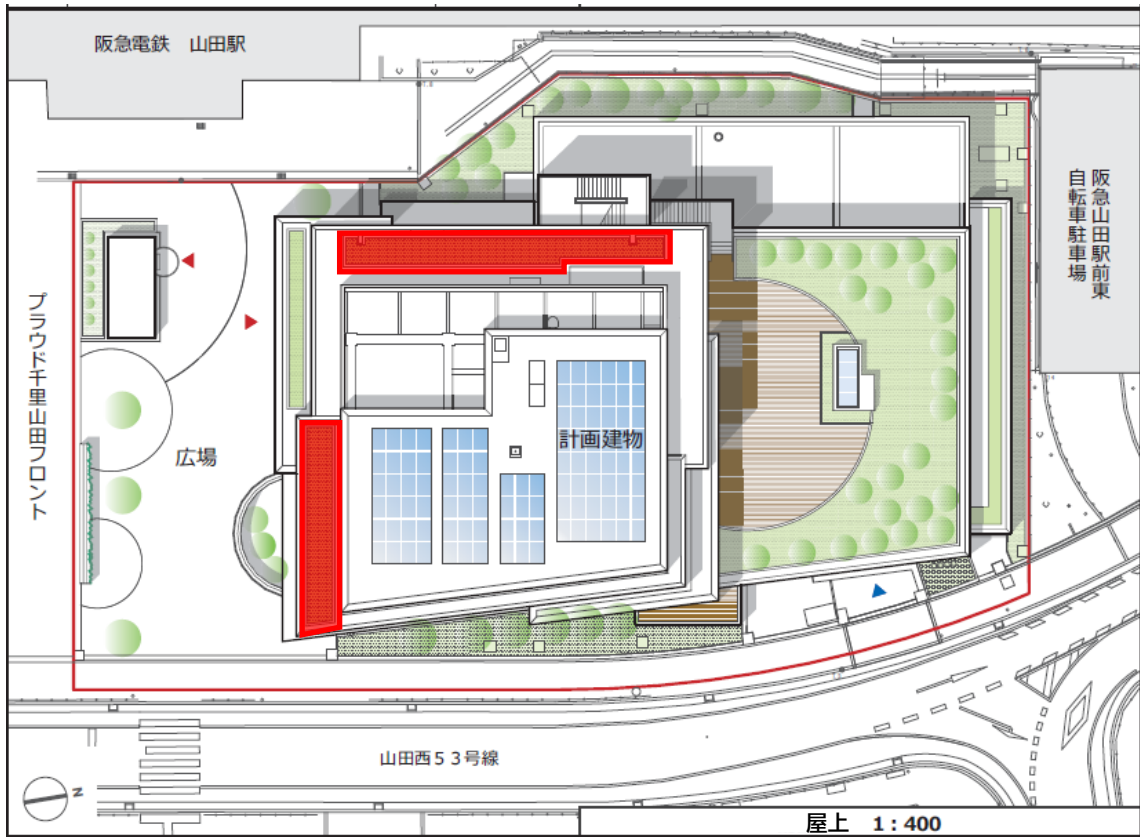
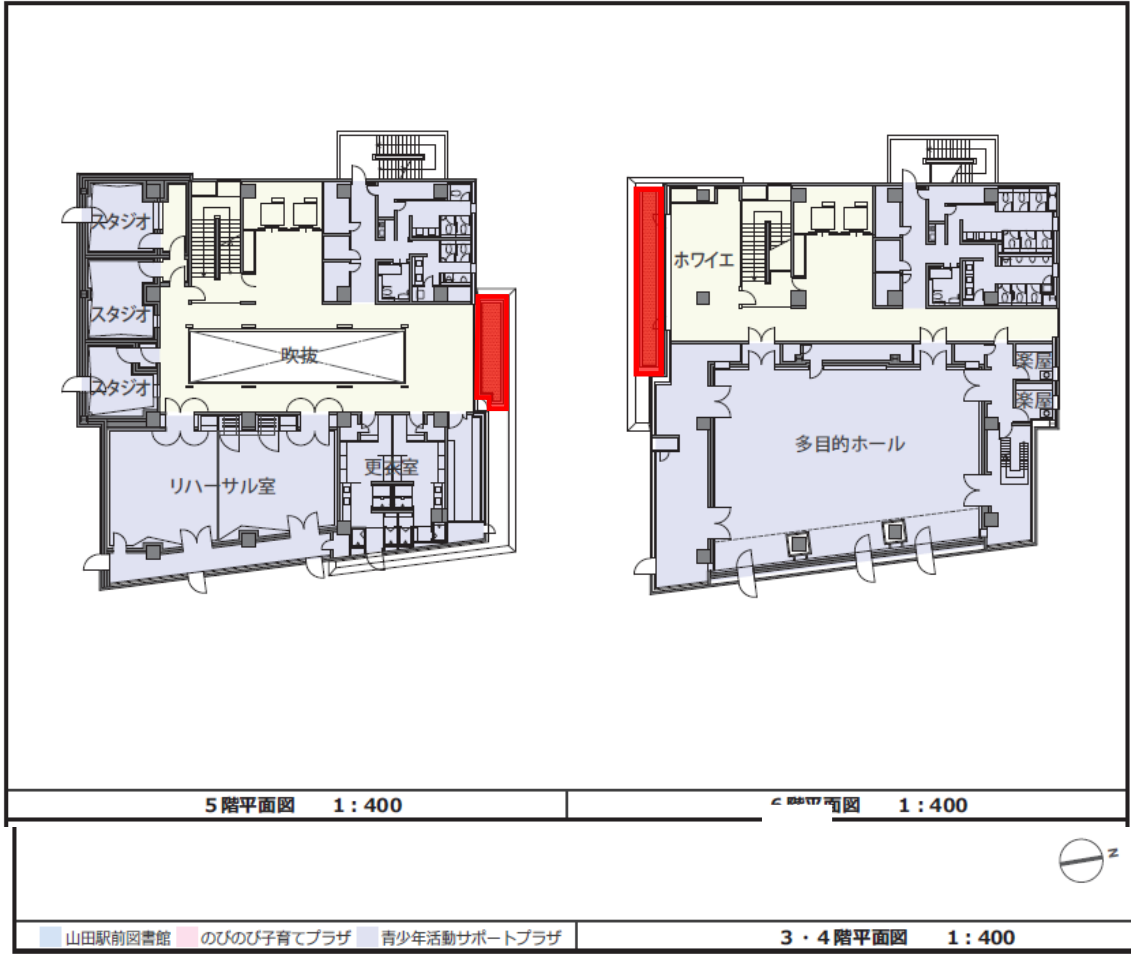
2階平面図 1:400

B 2階平面図 1:400



グリーンウォール

1階平面図 1:400



吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
防犯カメラ運用保守業務仕様書

この仕様書は吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館（以下「未来館」という。）に設置する防犯カメラ並びにその他関係機器の管理運用、保守に関して必要な事項を定めるものとする。

1 実施場所

吹田市山田西4丁目2番43号  
吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館

2 委託期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで

3 防犯カメラ設置目的

未来館内・館外の施設管理及び治安維持

4 業務内容

- (1) 画像記録の適正な管理・保存
- (2) 画像記録利用時の対応
- (3) 警察等捜査機関からの画像記録提供要請への対応
- (4) 防犯カメラに関する苦情対応
- (5) 各機器の外観点検
- (6) 機能動作確認
- (7) 塵や埃の除去
- (8) システムの調整

※保守点検は年1回行うものとする

5 留意事項

- (1) 実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律施行条例、個人情報の保護に関する法律施行細則、吹田市教育委員会地域教育部防犯カメラの設置及び管理に関する基準を遵守すること。
- (2) 画像記録装置及び画像の記録媒体については、施錠できる安全な場所に保管するとともに、常にその状況を点検すること。
- (3) 画像の保存期間は、法令等に基づく場合を除き、7日間とし、保存期間終了後は速やかに消去するものとする。画像が記録されている記録媒体が不要となった場合は、破碎処分を行うものとする。
- (4) 画像から知り得た個人情報が他に漏れることのないように、又は不当な目的のために利用されることがないように努めること。
- (5) 防犯カメラの設置場所付近に防犯カメラを設置している旨を表示すること。

- (6) 防犯カメラの運用時間は、終日とする。ただし、管理責任者が特に認めるときは、この限りでない。
- (7) 画像を保存するときは、撮影時の状態のまま記録し保存すること。記録した画像を加工し、又は複写してはならない。
- (8) 画像及び記録媒体について、防犯カメラ設置目的の範囲を超えての目的外利用及び第三者への外部提供を行ってはならない。ただし、警察等捜査機関から個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項各号の規定に基づき、画像の提供要請があった場合は、法的手続きに基づく照会文書の提出を求め、管理責任者の判断のもと、適正に対応しなければならない。
- (9) 画像提供を行ったときは、管理責任者に報告するとともに、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館防犯カメラ画像管理台帳に必要な事項を記録しなければならない。

## 6 保守に関する留意事項

- (1) 技術者は技術、素行ともに優秀であるとともに作業は制服着用のうえで行うこと。
- (2) クリーニングについては、シンナーやベンジンは使用せず、清潔な柔らかい布で行い、汚れがひどい時は水で薄めた中性洗剤を布につけて拭き、後から乾拭きを行うこと。
- (3) 個人情報の保護に関する法律及び吹田市教育委員会地域教育部防犯カメラの設置及び管理に関する基準を遵守し、映像情報は適切に取り扱うこと。

## 7 報告

- (1) 画像記録を利用又は提供した際は、発注者に書面で報告するものとする。
- (2) 各回の保守作業終了後、結果報告書を発注者に提出しなければならない。なお、作業完了に伴い検査を必要とするものについては発注者の検査を受けなければならない。

## 8 消耗品等の負担

- (1) 発注者の負担とするもの  
整備、修理、点検、清掃に必要な電力、水。
- (2) 受注者の負担とするもの  
軽微な消耗品

## 9 その他

- (1) 作業が他の受注者と関連する時は発注者を含め互いに協議、協力して行う。
- (2) 緊急時の対応については別途協議のうえ定める。

## 10 疑義の解決

この仕様書に疑義が生じた時は、発注者、受注者双方誠意をもって解決にあたるものとする。

11 防犯カメラの概要

機器名	機種・型名	数量
BIF 監理事務室		
17V 型ディスプレイモニター	LM-A171	2
ラックマウントアダプター	RK-C179L2	2
カメラリモコン	RM-P1000	1
スライドテーブル	NST-88	1
ハードディスクレコーダー	VR-516D	2
4分割ユニット	SW-D410	1
システムコントロールユニット	SW-U1403	1
カメラコントロールユニット	TK-U1802	3
主電源ユニット	PS-P32-H	1
AC24V 電源ユニット	TK-A241	3
ユニットケース	UC-P1012	2
同軸用保安器	CSA-NT	3
ベンチレートパネル	PA-U1V	7
3F 事務室		
17V 型ディスプレイモニター	LM-H171	1
ラックマウントアダプター	RK-C179L2	1
カメラリモコン	RM-P1000	1
16分割ユニット	SW-D1600	1
スライドテーブル	NST-88	1
カメラコントロールユニット	TK-U1802	1
システムコントロールユニット	SW-U1403	1
主電源ユニット	PS-P32-H	1
映像音声分配器	DA-212	1
マイクミキサー	AT-MX51	1
AC24V 電源ユニット	TK-A241	2
同軸用保安器	CSA-NT	1
映像信号分配器	DU-102	1
ユニットケース	UC-P1012	2
ベンチレートパネル	PA-U1V	6
ブランクパネル	PA-U2	1
ブランクパネル	PA-U3	3
1F エレベーターホール		
17V 型ディスプレイモニター	LM-A171	1
屋内カメラ		
レンズ一体型カラーカメラ	TK-S8201	12
フィクサー	WB-3013B	12
カラーカメラ (ドーム)	TK-S2201	13

天井埋め込みブラケット	WB-S2205	13
屋外カメラ		
コンビネーションカメラ（ドーム）	TK-S686WPB	3
屋外用天井吊下ポール	WB-S684	2
屋内回転カメラ		
コンビネーションカメラ（ドーム）	TK-S686B	2
埋め込み金具	WB-S685	1
天吊カメラモニター		
22型液晶ディスプレイモニター	TH-L22C2	3
ディスプレイハンガー	PH-23B セット	3
SPD		
同軸用保安器	CSA-NT	1
AV コンセント盤		
AV コンセント盤	特型	1
エアモニターマイク		
レコーディングマイクロホン	CK61-ULS+C480B	1
エアモニターマイクホルダー	QEF100PT	1

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
自動扉開閉装置定期保守業務仕様書

この仕様書は吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館に設置する自動扉開閉装置の保守に関して必要な事項を定めるものとする。

1 業務の目的

本業務は自動扉開閉装置の保守点検業務を行うことで自動扉開閉装置の機能を常に良好な状態にし、故障を未然に防止することを目的とする。

2 設置場所

吹田市山田西4丁目2番43号  
吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館

設置場所	形式	数量	
1階	エントランスホール風除室（外側）	SOV300K 両引扉	1
	エントランスホール風除室（内側）	SOV200K 両引扉	1
	階段3 出入り口	SOV100K 片引扉	1
地下1階	エレベーターホール駐車場出入り口	SOV100K 片引扉	1
地下2階	開架室エレベーターホール前	SOV200K 両引扉	1
	子育て支援ロビー出入り口	SOV300K 両引扉	1
	階段3 出入り口	SOV160K 片引扉	1

3 委託期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで

4 定期点検の作業内容

(1) 駆動装置

ギヤーボックス	目視確認（異音、過熱、損傷チェック）及び調整
モーター	目視確認（異音、過熱、損傷チェック）及び調整
駆動、ガイドプーリー	目視確認（磨耗、損傷チェック）及び調整
駆動、Vベルト	目視確認（磨耗、損傷チェック）及び調整
クラッチ	目視確認（磨耗、損傷チェック）及び調整

(2) 制御装置

本体	目視確認（損傷、異常過熱、接続コード等の損傷、接続コネクターのチェック）
----	--------------------------------------

- (3) 起動、補助光電スイッチ  
本体 目視確認（損傷チェック）及び調整、検知エリア及び  
起動・安全信号のチェック
  
- (4) 扉、懸架装置  
吊りレール 目視確認（磨耗、損傷チェック）及び取り付けボルト  
等の増し締め及び調整  
ハンガー 目視確認（損傷の有無、戸車転動面の磨耗、戸車フラ  
ンジの磨耗チェック）及び転動時の円滑性  
の確認及び調整

※点検は年4回行うものとする。

## 5 作業基準

- (1) 運転時に必要な調整等を除き機械の停止を必要とする作業は、原則として時間外に行うこと。
- (2) 技術者は技術、素行ともに優秀であるとともに作業は制服着用のうえで行うこと。

## 6 作業結果の報告

各回の保守作業終了後、結果報告書を発注者に提出しなければならない。なお、作業完了に伴い検査を必要とするものについては発注者の検査を受けなければならない。

## 7 消耗品等の負担

- (1) 発注者の負担とするもの  
整備、修理、点検、清掃に必要な電力、水。
- (2) 受注者の負担とするもの  
業務遂行に必要な器具、工具及び軽微な消耗品

## 8 その他

- (1) 作業が他の受注者と関連する時は発注者を含め互いに協議、協力して行う。
- (2) 修理の場合の出動費は別途定める。
- (3) 緊急時の対応については別途協議のうえ定める。

## 9 疑義の解決

この仕様書に疑義が生じた時は、発注者、受注者双方誠意をもって解決にあたるものとする。

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
ガスヒートポンプ保守点検業務仕様書

1 業務目的

本業務は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館に設置されているガスヒートポンプの維持保全を適正に行い、ガスヒートポンプを常に安全かつ良好な状態に維持管理することを目的とする。

2 委託期間

毎年4月1日から翌年3月31日

3 実施場所

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
吹田市山田西4丁目2番43号

4 対象設備

以下のとおり

	設 備 名	数 量	単 位
1	SGP-H224MIG	3	台
2	SGP-H280MIG	1	台
3	SGP-H280M3G	3	台
4	SGP-H355M3G	1	台
5	SGP-H450M3GZ	6	台
6	SGP-H560M3GZ	6	台
7	SGP-H710M3GZ	3	台

5 業務内容

年1回対象機器の点検作業を実施し、必要に応じて機器の調整および部品の交換を行い、対象設備の安全かつ正常な運転機能を維持する。

また、試運転引き渡しから5年目もしくは10,000時間稼動した機器等について、消耗部品の交換を行うものとする。

6 点検項目

- (1) 冷却水レベル点検・補充
- (2) ドレンフィルター充填石点検・補充
- (3) エンジン系の点検
- (4) 安全保護装置の確認
- (5) エンジンオイルの点検・補充
- (6) 運転データの採取

(7) ガス漏れの確認

7 留意事項

- (1) 業務を実施するにあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 実施日時については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。
- (3) 業務従事者は、経験豊富で技術に精通したものをあてること。
- (4) 点検が終了したときは、すみやかに「点検作業報告書」を発注者に提出するものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
音響・映像設備保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館に設置する音響・映像設備の保守に関して必要な事項を定めるものとする。

- 1 実施場所 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
吹田市山田西4丁目2番43号
- 2 対象設備 別紙のとおり
- 3 保守期間 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 4 業務実施の留意事項
  - (1) 設備の故障発生の通報を受けたときは速やかに作業員を派遣し、修理等必要な措置を講ずること。即座に修理できない場合は、代替措置にて施設利用に支障をきたすことの無いよう配慮すること。
  - (2) 作業員は点検に必要な知識及び技術を有し、設備に精通している者とする。
  - (3) 点検の結果、交換が必要と認められる場合は、発注者に確認の上、速やかに良品と交換すること。
  - (4) 軽微な消耗品については受注者の負担とする。
  - (5) 点検回数は年1回とする。
  - (6) その他の事項については協議にうえ別途定めるものとする。
- 5 報告書の提出について  
保守点検の結果及び機器の設定状況や作業内容など技術的所見を記載した「作業報告書」と作業内容を確認できる記録を保守点検完了後速やかに提出し、その確認を受けるものとする。
- 6 疑義の解決  
この仕様書に疑義が生じた時は、発注者、受注者双方誠意をもって解決にあたるものとする。

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館(音響機器設置一覧表)

<4階 多目的会議室>

機器名称	員数	型名	メーカー
コントロールパネル	×1	特製	
外部入力パネル	×1	特製	
ワイヤレスチューナー	×1	WT-902-B	ビクター
ワイヤレスチューナーユニット	×1	WT-UD93	ビクター
スイッチャー	×1	MMS-4502-A	IDK
デジタルマルチプロセッサー	×1	PS-D600	ビクター
高効率パワーアンプ(120W×2CH)	×1	PS-A2002	ビクター
17V型液晶ディスプレイモニター	×1	LM-A171	ビクター
書画カメラ	×1	P30S	ELMO
VHS・HDD・DVDレコーダー	×1	DMR-XP25V	Panasonic
CDレコーダー	×1	CD-RW900SL	TASCAM
RGB分配器(4分配器)	×1	WBD-14F	IMAGENICS
VCAミキサー	×1	WR-D01	Panasonic
主電源ユニット(非常時遮断回路付)	×1	PS-P32-B	ビクター
1チップDLP方式プロジェクター	×1	PT-D5000S	Panasonic
低天井用取付ハンガーXT用	×1	ET-PK55S	Panasonic
100インチ電動スクリーン	×1	HBRS-100WS	KIC
ワイヤレスアンテナ(天井埋込型)	×2	WT-Q840	ビクター
メイスピーカー	×2	VL62	DYNACORD
スピーカーハンガー(天井吊下用)	×2	MB-62	DYNACORD
モニターコンセント	×2	特製	
ワイヤレスマイクロホン(ハンド型)	×1	WM-P970	ビクター
ワイヤレスマイクロホン(ペンダント型)	×1	WM-P980	ビクター
タイピンマイクセット	×1	WT-UM80	ビクター
卓上型マイクスタンド	×1	TL-P32	ビクター
床上型マイクスタンド	×1	TL-P52	ビクター
ダイナミックマイクロホン	×1	SM58SE	SHURE
マイクケーブル(10m)	×1	EC10	CANARE

<5階ミキサー室・スタジオ1・2・3>

<ミキサー室>

スタジオコンセント鍵(48ch)	×1	特製	
ライブレコーディングミキサー	×1	UR16	FORSTEX
パワーモニタースピーカー	×2	MSP5STUJIO	YAMAHA
CDレコーダー	×1	CD-RW900SL	TASCAM
ソリッドステートレコーダー	×1	DN-F650R	DEMON
スタジオヘッドホン	×1	MDR-CD900ST	SONY
16chバラボックス	×1	16J12F1	CANARE
16chマルチケーブル(5m)	×1	16CO5-E3	CANARE
XLRケーブル	×16	ECO3-B(XX)	CANARE
ダイナミック型・単一指向性マイクロホン	×1	SM58SE	SHURE
卓上マイクスタンド	×1	DS-31M	
ミキシングコンソール	×1	multimx40sb	ALESIS
RCA-RCAペアケーブル	×1	2R2R/3.0m	JEUME
フォンケーブル	×2	LCO3	CANARE
録音用パッチパネル	×1	特製	

<スタジオ1・2・3>

音響接続卓			
録音用パッチパネル	×3	特製	
ソリッドステートレコーダー	×3	DN-F650R	DEMON
CDレコーダー	×3	CD-RW900SL	TASCAM
ワードミキサー	×3	EMX5014C	YAMAHA
ラックマウント金具	×3	RK-5014	YAMAHA
高効率パワーアンプ(120W×2ch)	×3	PS-A2002	ビクター
スロープ付きミキサー&ラックオープン20U(180)D600	×3	mro20U	ARMOA
スピーカー用出力パネル	×3	特製	
電源コンセント	×3		パナソニック電工
天井用スピーカー	×6	ZX11-90B	Electre-Voice
シーリングブランケット	×6	ZX11-CBB	Electre-Voice
16chコンセント鍵	×3	特製	
ダイナミックマイクロホン	×9	SM58SE	SHURE
床上型マイクロホンスタンド	×3	TL-P52	ビクター
ブームスタンド	×6	TL-P62	ビクター
マイクケーブル(10m)	×9	EC10	CANARE
スピーカーケーブル(10m)	×6	SC10	CANARE
フットモニタースピーカー	×6	ZX11-90B	Electre-Voice
スピーカー接続盤	×3	特製	

<6階 多目的ホール>

機器名称	員数	型名	メーカー
CDレコーダー	×1	CD-RW900SL	TASCAM
VHS・HDD・DVDレコーダー	×1	DMR-XP25V	Panasonic
外部入力パネル	×1	特製	
外部出力パネル	×1	特製	
VCAミキサー	×1	WR-D01	Panasonic
コントロールパネル	×1	特製	
書画カメラ	×1	P30S	ELMO
17V型液晶ディスプレイモニター	×1	LM-A171	ビクター
スイッチャー	×1	MMS-4502-A	IDK
主電源ユニット(非常時遮断回路付)	×1	PS-P32-B	ビクター
ワイヤレスチューナー	×1	WT-904-B	ビクター
ワイヤレスチューナーユニット	×3	WT-UD93	ビクター
高効率パワーアンプ(300W×2CH)	×2	PS-A4002	ビクター
デジタルマルチプロセッサー	×2	PS-D600	ビクター
メイスピーカー	×2	SX300	Electre-Voice
メイスピーカー取付金具	×2	LM201	Electre-Voice
サブスピーカー	×2	sx300	Electre-Voice
AVアジャスタブルケーブル	×2	HB-66	共栄商事
TVベルト	×2	TVベルト2500	共栄商事
1チップDLP方式プロジェクター	×1	PT-D6000S	Panasonic
TV・VTRテーブル	×1	VTR-120	共栄商事
TVベルト	×1	TVベルト2500	共栄商事
ワイヤレスアンテナ(天井埋込型)	×8	WT-Q840	ビクター
接続コンセント盤A	×1	特製	
接続コンセント盤B	×1	特製	
16chコンセント盤(蓋付)	×2	特製	
16chコンセント盤(蓋無)	×2	特製	
4chコンセント盤	×1	特製	
スピーカーコンセント	×3	特製	
ライン接続盤(跳返スピーカー用)	×2	特製	
ダイナミックマイクロホン	×2	SM58SE	SHURE
ワイヤレスマイクロホン(ハンド型)	×2	WM-P970	ビクター
ワイヤレスマイクロホン(ペンダント型)	×2	WM-P980	ビクター
タイピンマイクセット	×2	WT-UM80	ビクター
卓上型マイクスタンド	×2	TL-P32	ビクター
床上型マイクスタンド	×2	TL-P52	ビクター
マイクケーブル(10m)	×2	EC10	CANARE
スピーカーケーブル(10m)	×2	SC10	CANARE

【操作卓本体仕様】

材 質	天板:合板、その他:フラッシュ材
仕 上	天板:メラミン化粧板、その他:ポリ化粧板 コーナー部(木口)は同色木口材処理
キャスター	自在キャスター(2カ所ストッパー付)
備 考	背面板脱式扉、配線キャップ 前面開閉式扉、通気用ガラリ付

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
多目的ホール舞台照明保守点検業務仕様書

この仕様書は吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館に設置する施設舞台照明の保守に関して必要な事項を定めるものとする。

1 業務の目的

本業務は施設舞台照明の保守点検業務を行うことで施設舞台照明の機能を常に良好な状態にし、故障を未然に防止することを目的とする。

2 設置場所

吹田市山田西4丁目2番43号  
吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館

3 委託期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで

4 対象設備

別紙20-2のとおり

5 定期点検の作業内容

① 主幹盤、調光器盤

- (ア) 各部目視点検
- (イ) 各接続部（端子台）増し締め
- (ウ) 負荷配線絶縁測定
- (エ) 調光器出力電圧測定
- (オ) 直流電源出力電圧測定

② 照明卓

- (カ) 各部目視確認
- (キ) 各接続部（端子台、コネクター類）増し締め
- (ク) 直流電源出力電圧測定
- (ケ) 動作確認

③ 負荷設備

- (コ) 各部目視確認
- (サ) 各接続部増し締め
- (シ) 点灯確認

※定期点検は年2回実施

## 6 作業基準

- (1) 運転時に必要な調整等を除き機械の停止を必要とする作業は、原則として時間外に行うこと。
- (2) 技術者は技術、素行ともに優秀であるとともに作業は制服着用のうで行うこと。

## 7 作業結果の報告

各回の保守作業終了後、結果報告書を発注者に提出しなければならない。なお、作業完了に伴い検査を必要とするものについては発注者の検査を受けなければならない。

## 8 消耗品等の負担

- (1) 発注者の負担とするもの  
整備、修理、点検、清掃に必要な電力、水。
- (2) 受注者の負担とするもの  
業務遂行に必要な器具、工具及び軽微な消耗品

## 9 その他

- ・ 作業が他の受注者と関連する時は発注者を含め互いに協議、協力して行う。
- ・ 修理の場合の出動費は別途定める。
- ・ 緊急時の対応については協議のうえ別途定める。

## 10 疑義の解決

この仕様書に疑義が生じた時は、発注者、受注者双方誠意をもって解決にあたるものとする。

## 別紙 20-2

品名	形式・仕様	数量
調光盤	TDI-L30M	1
コネクタプレート	ネオメタルプレート/2連用	2
照明制御用コネクタ	NJC-2012-RF/12P	2
調光操作器	ネオメタルプレート/マスタ1本 、シングル6本	1
フライダクト	30A 3回路	10
平凸レンズスポットライト	AL-AQS-10R-3	12
1kW8形フレネルレンズスポットライト	AL-AQF-10R-2	12
エリススポットライト ソースフォー	SOURCEFOUR-426	6
740ハンガー	AL-740-HANGER	30
接続端子箱	丸・平兼用	10

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館受水槽点検業務仕様書

本仕様書は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館内に設置している受水槽の正常かつ良好な状態を保つために水道法第34条の2第1項に定める基準に従い管理し、また同法第34条の2第2項に基づく定期検査を行うために必要な事項を定めるものとする。

1 場所

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
吹田市山田西4丁目2番43号

2 対象設備

三菱樹脂ヒシタンク G パネル型 2槽式  
有効水量 24立方メートル  
材質 FRP  
方式 加圧給水方式

3 業務内容

水道法第34条の2第2項に基づく定期検査を行うものとする。

- (1) 施設の外観検査
- (2) 給水栓における水質検査
- (3) 書類検査

4 業務完了届

受注者は、委託業務を完了したときは、遅延無く発注者に対して検査済証と検査報告書を提出するものとする。

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
一般廃棄物（ごみ）定曜日収集運搬業務仕様書

この仕様書は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館（青少年室、青少年活動サポートプラザ、のびのび子育てプラザ及び山田駅前図書館を含む敷地内全域）の一般廃棄物（ごみ）定曜日収集運搬業務を適正に処理するため、必要な事項を定めたものである。

1 一般廃棄物（ごみ）収集回数等

- |            |          |
|------------|----------|
| (1) 燃焼ごみ   | 週 2 回定曜日 |
| (2) 資源ごみ   | 月 2 回定曜日 |
| (3) 大型複雑ごみ | 月 1 回定曜日 |
| (4) 小型複雑ごみ | 月 1 回定曜日 |
| (5) 有害危険ごみ | 月 1 回定曜日 |

2 留意事項

- (1) 作業は、午前 10 時から行い、その作業にあたっては、所定の場所に出されたごみを完全に収集し、その周囲の清潔保持に努めること。
- (2) 収集運搬車両には有蓋車を使用し、無蓋車による場合は運搬中必ず車両シートを被せ、ごみが飛散しないようにすること。
- (3) 収集運搬に際しては、必ず 2 人以上乗車すること。特に車両の運行及び管理について最善の注意をはらうこと。
- (4) 資源ごみとして排出されたものについては、必ず再資源化するものとする。
- (5) 収集運搬業務実施中に事故や市民等とのトラブルが発生した場合は、臨機の処置をとり、吹田市に急報するとともに、書面により報告すること。

3 法令等の遵守

受注者は、当業務の実施にあたっては、関係法令を遵守しなければならない。

4 その他

この仕様書に、定めのないことについては、発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

## 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館雑排水槽清掃業務仕様書

本仕様書は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館（以下「未来館」という。）内に設置している雑排水槽を建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき正常かつ良好な状態に保つため、必要な事項を定めるものとする。

## 1 場所

吹田市山田西4丁目2番43号  
未来館 地下2階

## 2 対象設備

雑排水槽（有効容量 2 m<sup>3</sup>）地下ピット製 1槽

## 3 産業廃棄物の種類及び量 有機性汚泥 約1000kg

## 4 期間 毎年4月1日から翌年3月31日まで

## 5 業務内容

- ① 雑排水槽内の汚水を汲みあげて清掃し、沈殿物及び付着物の除去を行うこと。  
なお、雑排水槽の清掃にあたっては酸素濃度、硫化水素濃度に注意し、十分に換気を行いながら、作業をすること。
- ② 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「下水道法」等の各種法令に従い適切に処理を行うこと。
- ③ チョウバエ等の害虫の発生を防止するため殺虫剤消毒薬の散布を行うこと。
- ④ 雑排水槽内のポンプシステムの異常や漏水等がないか十分に点検を行うこと。
- ⑤ 本業務の作業に際し、未来館の使用者及び近隣住民に迷惑のかからないよう十分に注意すること。

## 6 作業回数

2回

## 7 業務完了届

受注者は委託業務を完了したときは、発注者に対し遅滞無く業務完了報告書を提出

するものとする。

## 8 疑義

本仕様書に記載のない事柄について疑義が生じた場合は、お互い協議のうえ決定するものとする。

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館汚水槽清掃業務仕様書

本仕様書は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館（以下「未来館」という。）内に設置している汚水槽を建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき正常かつ良好な状態に保つため、必要な事項を定めるものとする。

1 場所

吹田市山田西 4 丁目 2 番 43 号  
未来館 地下 2 階

2 対象設備

汚水槽（有効容量 3 m<sup>3</sup>）地下ピット製 1 槽

3 業務内容

- (1) 汚水槽内の汚水等を汲みあげて清掃し、沈殿物及び付着物の除去を行うこと。
- (2) 汚物等の処理については、法令等に違反しない方法で処理を行うこと。
- (3) チョウバエ等の害虫の発生を防止するため殺虫剤消毒薬の散布を行うこと。
- (4) 漏水等がないか十分な確認を行うこと。
- (5) 本業務の作業に際し、未来館の利用者及び近隣住民に迷惑のかからないよう十分に注意すること。

4 作業回数

2 回

5 業務完了届

受注者は委託業務を完了したときは、発注者に対し遅滞無く業務完了報告書を提出するものとする。

6 疑義

本仕様書に記載のない事柄について疑義が生じた場合は、お互い協議のうえ決定するものとする。

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
サイクルコンベア保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館のサイクルコンベア保守点検業務の実施に関して、必要な事項を定めるものである。

1 業務目的

本業務は、サイクルコンベアの保守点検を行うことで、サイクルコンベアを常に正常な状態に維持管理し、故障を未然に防止することを目的とする。

2 設置場所

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
吹田市山田西4丁目2番43号

3 対象物

株式会社マキテック サイクルコンベア 1式

4 実施回数

年1回

5 点検項目

別紙25-2のとおり

6 留意事項

- (1) 保守点検の結果、受注者の判断により、部品の取替え又は修理を必要とする箇所を発見した場合は、直ちに職員に報告し、発注者及び受注者協議のうえ、必要な措置を講じること。
- (2) 実施日時については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。
- (3) 受注者は、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

7 報告

受注者は、業務完了後、その都度報告書を提出し、確認検査を受けるものとする。

別紙 25 - 2

サイクルコンベア点検箇所

- (1) 駆動部(コンベアー降りロピット内)
  - ア 減速機付きギアードモーター
  - イ 咬み込み機能
  - ウ 駆動プーリー及びテンションプーリー
  
- (2) スロープ部(コンベアー傾斜ピット内)
  - ガイドローラー及びリターンローラー
  
- (3) テール部(コンベアー乗入れロピット内)
  - ア テールプーリー及びガイドローラー
  - イ ベルト伸び検知器
  
- (4) 制御盤
  - ア シーケンサー制御
  - イ インバーター駆動(速度変速用)
  - ウ 警報表示(非常停止・咬み込み・ベルト伸び/過負荷)
  - エ 警報ブザー・ブザー停止押し釦
  - オ 各ブレーカー
  
- (5) 操作盤
  - ア 自動運転起動ランプ(緑色)
  - イ 警報ブザー
  - ウ 手動/自動切替キースイッチ
  - エ 停止/運転切替キースイッチ
  - オ 非常停止押し釦
  - カ 音声ガイダンス
  - キ 光電管センサー(自転車検知用)
  
- (6) 非常停止
  - 非常停止押し釦
  
- (7) 乗入れライン(コンベアー乗入れロピット蓋)
  
- (9) 2 m通過ライン(コンベアー乗入れ口からスロープ前方の位置)

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
シャッター保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館のシャッター保守点検業務の実施に関して、必要な事項を定めるものである。

1 基本事項

- (1) 委託業務は、経験豊富な技術者により実施しなければならない。
- (2) 保守点検の結果、受注者の判断により、部品の取替え又は修理を必要とする箇所を発見した時は、直ちに職員に報告し、発注者及び受注者協議のうえ、必要な措置を講じること。

2 業務内容

定期点検の実施は年1回とし、下記の対象物の点検を行い、安全かつ良好な状態を保つ。

3 実施場所

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
吹田市山田西4丁目2番43号

4 対象物

三和シャッター工業株式会社製 防火・防災シャッター 32台  
駐車場シャッター 2台

5 対象物設置箇所 全34か所

設置場所	設置個数	
	防火・防災シャッター	駐車場・駐輪場シャッター
6階	2	
5階	9	
4階	10	
3階	5	
2階	1	
1階	3	
地下1階	1	2 (駐車場・駐輪場入り口)
地下2階	1	
計	32	2

## 6 留意事項

- (1) 実施日時については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。
- (2) 受注者は、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

## 7 報告

受注者は、業務完了後、報告書を提出し、確認検査を受けるものとする。

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
スライディングウォール保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館（以下「未来館」という。）のスライディングウォール保守点検業務の実施に関して、必要な事項を定めるものである。

1 業務目的

本業務は、未来館4階多目的会議室及び5階多目的リハーサル室に設置されているスライディングウォールの維持保全を適正に行い、施設の快適性並びに利便性を保つとともに、スライディングウォールを常に正常な状態に維持管理することを目的とする。

2 設置場所

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
吹田市山田西4丁目2番43号

3 対象物

小松ウォール工業株式会社製 スライディングウォール(移動間仕切)

- (1) 4階多目的会議室 1式
- (2) 5階多目的リハーサル室 1式

4 実施回数

年1回

5 作業項目

- ・全体のレベル調整
- ・レール全体のグリスアップ

6 留意事項

- (1) 実施日時については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。
- (2) 受注者は、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

7 報告

受注者は、業務完了後、その都度報告書を提出し、確認検査を受けるものとする。

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
涼霧システム保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館（以下「未来館」という。）の涼霧システム保守点検業務の実施に関して、必要な事項を定めるものである。

1 業務目的

本業務は、未来館に設置されている涼霧システムの維持保全を適正に行い、施設の快適性並びに利便性を保つとともに、涼霧システムを常に正常な状態に維持管理することを目的とする。

2 設置場所

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
吹田市山田西4丁目2番43号

3 設置機器

霧のいけうち 涼霧システム（製造番号 10106）

4 実施回数

年2回（シーズン前1回、シーズン後1回）

5 点検項目

別紙28—2のとおり

6 留意事項

- (1) 実施日時については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。
- (2) 受注者は、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

7 報告

受注者は、業務完了後、その都度報告書を提出し、確認検査を受けるものとする。

別紙 28-2

涼霧システム点検項目

項目	内容	方法
涼霧ノズル	ノズルが目つまりしていないか	目視確認
	噴霧量が極端に多くなっていないか	目視確認
	ノズルが極端に汚れていないか	目視確認
涼霧ポンプ	ポンプの設定圧力は正しいか	目視確認
	フィルターは汚れていないか	目視確認
	貯水タンクから水があふれていないか	目視確認
	圧力計の針が振れていないか	目視確認
	変な音が発生していないか	確認
	ポンプ内のボルト、ナットの緩みチェック	確認
その他	配管等に水漏れが起こっていないか	目視確認
	配管に振動がないか	目視確認
	配管支持部分に問題がないか	目視確認
	末端バルブは閉まっているか	目視確認
	配管、ポンプ付属タンクの水抜きは十分か	作業実施
消耗品定期交換	ポンプフィルターエレメントの交換	適宜
	ポンプに潤滑油を追加	適宜

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
電動ロールスクリーン保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館（以下「未来館」という。）の電動ロールスクリーン保守点検業務の実施に関して、必要な事項を定めるものである。

1 業務目的

本業務は、未来館に設置されている電動ロールスクリーンの維持保全を適正に行い、施設の快適性並びに利便性を保つと共に、電動ロールスクリーンを常に正常な状態に維持管理することを目的とする。

2 設置場所

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
吹田市山田西4丁目2番43号

3 対象物

立川ブラインド工業株式会社製 電動ロールスクリーン（RSE タコスⅡ）

4 実施回数

年1回

5 点検事項

(1) 電動ロールスクリーンの点検調整及び下限位置変更

ア 地下2階山田駅前図書館 21台  
イ 1階エントランスホール 8台  
ウ 6階多目的ホール 20台

(2) RSE用マルチスイッチの点検調整

ア 地下2階山田駅前図書館 1台  
イ 1階エントランスホール 2台  
ウ 6階多目的ホール 1台

6 留意事項

- (1) 実施日時については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。
- (2) 受注者は、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (3) 保守点検の結果、受注者の判断により、部品の取替え又は修理を必要とする箇所を発見した時は、直ちに職員に報告し、発注者及び受注者協議のうえ、必要な措置を講じること。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者協議のうえ定めるものとする。

7 報告

受注者は、業務完了後、その都度報告書を提出し、確認検査を受けるものとする。

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
特殊建築物法定点検業務仕様書

本仕様書は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館を適正に維持保全するため、建築基準法第12条に基づき、必要な事項を定めたものである。

## I 業務概要

1 業務名：吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館特殊建築物法定点検業務

2 履行場所：吹田市山田西4丁目2番43号

### 3 施設概要

施設名：吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館

敷地面積：2,348.32 m<sup>2</sup> 構造：鉄筋コンクリート造 完成年度：平成22年度

建築面積：1,319.50 m<sup>2</sup> 階数：地上7階、地下2階 延べ面積：7,585.48 m<sup>2</sup>

用途：図書館、子育て、青少年施設

4 履行年度・回数：令和10年度及び令和13年度に各1回（3年に1回）

## II 定期点検仕様

### I 点検業務内容・点検方法

(1)建築点検 建築基準法第12条第2項に基づく建築点検

【平成20年国土交通省告示第282号に定める検査項目、事項、方法による点検】

(2)設備点検 建築基準法第12条第4項に基づく設備点検(昇降機を除く)

【平成20年国土交通省告示第285号に定める検査項目、事項、方法による点検】

(3)防火設備点検 建築基準法第12条第4項に基づく防火設備点検

【平成28年国土交通省告示第723号に定める検査項目、事項、方法による点検】

(4)施設点検 発注者が指定する様式に基づく施設点検(1次点検・2次点検)

※点検対象は敷地、建物外部、建物内部等の全てとする。

### 【参考書籍】

(建築物・建築設備)

国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン

監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室

発行 財団法人 建築保全センター

## 2 点検実施者

- (1) 点検の実施に先立ち、次の事項について書面をもって通知すること。
  - ア 氏名
  - イ 生年月日
  - ウ 経歴書
  - エ 点検に関する資格を証明するもの
- (2) 点検実施者は、当該点検業務に必要な次のいずれかの資格を有する者とする。
  - ア 一級建築士(全ての点検業務が可)
  - イ 二級建築士(全ての点検業務が可)
  - ウ 特定建築物調査員資格者(建築物の敷地及び構造の点検に必要)
  - エ 建築設備検査員資格者(昇降機以外の建築設備の点検に必要)
  - オ 防火設備検査員資格者(防火設備の点検に必要)
- (3) 点検実施者は、常に社員証等の身分証明を携帯すること。

## 3 点検結果の報告

別紙30-2の提出書類を作成すること。

提出書類については、発注者が指定する様式を使用すること。

## Ⅲ 定期点検図面作成仕様

- 1 定期点検図面の作成 (CAD 図面データの新規作成を含む)  
点検用の図面データに点検結果を記入すること。
  - (1) 建築点検図面  
発注者が指定する様式を用いて作成すること
    - ア 配置図 A3 S: 1/1000 程度  
敷地・建物周辺の点検内容・写真番号を引き出し線で記入すること。
    - イ 平面図 A3 S: 1/400 程度  
点検内容・写真番号を引き出し線で記入すること。
    - ウ 立体図 A3 S: 1/400 程度  
点検内容・写真番号を引き出し線で記入すること。
  - (2) 防火設備点検図面
    - ア 平面図 A3 S: 1/400 程度  
区画の種類・防火設備の位置・写真番号を記入すること。
  - (3) 設備点検図面
    - ア 配置図  
敷地内の各設備がある場所の記入
    - イ 平面図 S: 1/100  
換気設備及び排煙設備のダクト及び防火ダンパー等の位置、非常用の照明装置の位置、給水設備及び排水設備の位置を記入すること。  
点検内容・写真番号を引き出し線で記入すること。
    - ウ 系統図  
系統図を作成し、防火ダンパー等を記入すること。

### Ⅲ 共通仕様

#### 1 業務計画書

業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、施設管理者の承諾を受ける。

#### 2 貸与資料

業務の実施に先立ち、必要に応じ関係資料を貸与する。なお、発注者が請求した場合や業務が終了した場合には速やかに返却すること。

ア 点検・検査記録簿関連

イ 図面類

#### 3 業務条件

点検業務の実施時間帯は、次のとおりとする。なお、実施日は施設利用に支障が生じないよう施設管理担当者と協議すること。

平日、土曜日 午前 10 時 00 分～午後 10 時 00 分

日曜日、祝日 午前 10 時 00 分～午後 6 時 00 分

ただし、年末年始（12月29日～1月5日）を除く。

#### 4 施設管理者の立会い

点検の実施に際しては、施設管理者が立ち会うことがある。また、受注者側から施設管理者に立会いを求める場合は、あらかじめ申し出ること。

#### 5 建物内施設等の利用

当該業務を実施するため、施設利用に支障が生じない範囲で居室等を利用することができる。

#### 6 駐車場の利用

当該業務を実施するため、施設内の駐車場を利用することができる。ただし、止むを得ず駐車場を利用できない場合は、別途協議する。

#### 7 業務の検査

受注者は、契約書に基づき、その支払いに係る請求を行うときは、施設管理者が指定する書類を提出し、発注者の完了検査を受けるものとする。

#### IV 一般事項

##### 1 用語の定義

本仕様書において使用する用語の定義は建築保全業務共通仕様書第1章第2節1.2.2による。

##### 2 契約図書の優先順位

本業務に係る契約図書は以下によるものとし、相互に補完するものとする。ただし、契約図書に相違がある場合の優先順位は、次の①②の順番とし、これにより難しい場合は6「質疑に対する協議等」による。

① 契約書

② 本業務委託仕様書

##### 3 受注者の負担の範囲

点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

その他費用負担が不明確なものについては、双方協議のうえ決定する。

##### 4 業務の実施

業務の実施にあたっては、既存設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに施設管理担当者に報告し、その指示に従い修復する。

また、これにかかる費用は全て受注者の負担とする。

##### 5 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

##### 6 疑義に対する協議等

(1) 契約図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、施設管理担当者と協議する。

(2) (1)の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更を行う場合は、受注者及び発注者の協議による。

(3) (1)の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更に至らない事項は、記録を整備する。

##### 7 業務の再委託

点検業務における主要な部分（総合企画、遂行管理、手法の決定及び技術的な判断）の一部または全部を再委託してはならない。主要な部分以外を再委託する場合は、その関係を明確にするとともに、その実施について適切な指導、管理を行う。

##### 8 守秘義務

本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。

【提出書類】

I 定期点検結果報告書

(建築・設備・防火設備点検、改善計画及び施設点検を2部作成)

1 建築点検

- (1) 建築物定期点検報告書 (Excel データ)
- (2) 建築物定期点検結果書 (Excel データ)
- (3) 定期点検報告概要書 (建築物) (Excel データ)
- (4) 点検結果表－1～3 (Excel データ)
- (5) 点検結果表特記事項 (Excel データ)
- (6) 点検結果表 (既存不適格) 特記事項 (Excel データ)
- (7) 定期点検計画図及び定期点検記録図 (JWW 形式)  
(写真番号を落とし込み、点検結果を引き出し線で記入すること。)

ア 配置図 S : 1/1000 程度

イ 各階平面図 (各棟毎) S : 1/400 程度

ウ 各棟立体図 (各面) S : 1/400 程度

※定期点検計画 (結果) 図の作図は、CAD とする。

- (8) 点検記録写真 (状況のみ記入の事) (Excel データ)  
(定期点検記録図に写真番号を記入し、撮影箇所がわかるようにすること)

2 設備点検

- (1) 建築設備定期点検報告書 (Excel データ)
- (2) 定期点検報告概要書 (建築設備) (Excel データ)
- (3) 点検結果表－1～8 (Excel データ)
- (4) 点検結果表特記事項 (Excel データ)
- (5) 点検結果表 (既存不適格) 特記事項 (Excel データ)
- (6) 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室 (換気設備を設けるべき調理室等を除く。) 換気状況評価表 (Excel データ)

※中央管理方式の空気調和設備の調査は夏季・冬季等の負荷の大きな日を設定すること。

- (7) 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表 (Excel データ)
- (8) 排煙風量測定記録表 (Excel データ)
- (9) 非常用の照明装置の照度測定表 (Excel データ)
- (10) 定期点検計画図及び定期点検記録図 (JWW 形式)  
(写真番号を落とし込み、点検結果を引き出し線で記入すること。)

・配置図

・各階平面図 (各棟毎) S : 1/100 以上

※定期点検計画 (結果) 図の作図は、CAD とする。

- (II) 点検記録写真 (Excel データ)  
(定期点検記録図に写真番号を記入し、撮影箇所がわかるようにすること)  
※(3)～(II)は点検施設に該当設備があるものに限る。

### 3 防火設備点検

- (1) 防火設備点検報告書 (Excel データ)
- (2) 防火設備定期点検結果書 (Excel データ)
- (3) 定期点検報告概要書 (防火設備) (Excel データ)
- (4) 防火設備点検結果表-1~4 (Excel データ)
- (5) 防火設備点検結果表特記事項 (Excel データ)
- (6) 防火設備点検結果表 (既存不適格) 特記事項 (Excel データ)
- (7) 定期点検計画図及び定期点検記録図 (JWW 形式)  
(写真番号を落とし込み、点検結果を引き出し線で記入すること。)

ア 配置図 S : 1/1000 程度

イ 各階平面図 S : 1/400 程度

(面積区画・竪穴区画・消防法を分けて記入すること)

ウ 各棟立面図 (各面) S : 1/400 程度

※定期点検計画 (結果) 図の作図は、CAD とする。

- (8) 点検記録写真 (状況のみ記入のこと) (Excel データ)  
※定期点検記録図に写真番号を記入し、撮影箇所がわかるようにすること。  
※防火設備の位置を記入し、点検表に対応した写真番号を記入すること。

### 4 改善計画

- (1) 改善計画書 (Excel データ)
- (2) 棟別改善事項一覧表 (Excel データ)
- (3) 配置図 S : 1/1000 程度 (JWW 形式)

ア 各棟平面図 (各棟毎) S : 1/400 程度

イ 各棟立面図 (各面) S : 1/400 程度

※改善が必要な箇所に状況・改善方法・写真番号を落とし込むこと。

- (4) 写真 (Excel データ)  
(改善計画図に写真番号を記入し、撮影箇所がわかるようにすること。  
また、改善方法も記入しておくこと。)

### 5 施設点検

- (1) 一次点検 施設点検シート (Excel データ)
- (2) 二次点検 調査表【電気】・調査表【機械】 ※建築は除く (Excel データ)

## II その他発注者が指示する書類

※図面は A 3 で作成し、その他は A 4 で作成のこと。

※図面ファイル 1 つにつき 1 図面とする。複数の図面を入れないこと。

※上記内容のデータを CD 又は DVD でも提出すること。

(CAD は JWW または DXF 変換の上、提出のこと)

※設備点検・防火設備点検・改善計画書・施設点検をチューブファイルにまとめること。

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
設備・防火設備定期点検業務仕様書

本仕様書は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館を適正に維持保全するため、建築基準法第12条に基づき、必要な事項を定めたものである。

I 業務概要

1 業務名

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館設備・防火設備定期点検業務

2 履行場所

吹田市山田西4丁目2番43号

3 施設概要

施設名：吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館

敷地面積：2,348.32 m<sup>2</sup> 構造：鉄筋コンクリート造 完成年度：平成22年度

建築面積：1,319.50 m<sup>2</sup> 階数：地上7階、地下2階 延べ面積：7,585.48 m<sup>2</sup>

用途：図書館、子育て、青少年施設

4 履行年度・回数

令和9年度、令和11年度及び令和12年度に各1回

II 定期点検仕様

1 点検業務内容

(1) 設備点検

建築基準法第12条第4項に基づく設備点検（昇降機を除く）

(2) 防火設備点検

建築基準法第12条第4項に基づく防火設備点検

(3) 施設点検

発注者が指定する様式（調査表【電気】・調査表【機械】）に基づく施設点検

※点検対象は敷地、建物外部、建物内部等の全てとする。

2 点検者の資格

点検者は当該点検業務に必要な次のいずれかの資格を有する者とする。

(1) 一級建築士（すべての点検業務が可）

(2) 二級建築士（すべての点検業務が可）

(3) 建築設備検査資格者（昇降機以外の建築設備の点検に必要）

(4) 防火設備検査資格者（防火設備の点検に必要）

※点検の実施に先立ち次の事項について書面をもって通知すること。

①氏名②生年月日③経歴書④点検に関する資格を証明するもの（写し）

### 3 点検方法

#### (1) 設備点検

建築基準法第12条第4項に基づく設備点検（平成20年国土交通省告示第285号に定める検査項目、事項、方法による点検）

#### (2) 防火設備点検

建築基準法第12条第4項に基づく防火設備点検（平成28年国土交通省告示第723号に定める検査項目、事項、方法による点検）

#### (3) 施設点検

調査表【電気】・調査表【機械】に基づく施設点検  
※建築は除く

#### 【参考書籍】

国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン  
監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室  
発行 財団法人 建築保全センター

### 4 点検結果の報告

別紙31-2の提出書類を作成すること。

提出書類については、発注者が指定する様式を使用すること。

## Ⅲ 定期点検図面作成仕様

### Ⅰ 定期点検図面の作成（CAD図面データの新規作成を含む）

点検用の図面データに点検結果を記入すること。

#### (1) 防火設備点検図面

ア 平面図 A3 S：1/400程度）

区画の種類・防火設備の位置・写真番号を記入すること。

#### (2) 設備点検図面

ア 配置図

敷地内の各設備がある場所の記入

イ 平面図 S：1/100

換気設備及び排煙設備のダクト及び防火ダンパー等の位置、非常用の照明装置の位置、給水設備及び排水設備の位置を記入すること。

点検内容・写真番号を引き出し線で記入すること。

ウ 系統図

系統図を作成し、防火ダンパー等を記入すること。

【提出書類】

I 定期点検結果報告書（設備・防火設備点検、改善計画及び施設点検を2部作成）

1 設備点検

- (1) 建築設備定期点検報告書（Excelデータ）
- (2) 定期点検報告概要書（建築設備）（Excelデータ）
- (3) 点検結果表－1～8（Excelデータ）
- (4) 点検結果表特記事項（Excelデータ）
- (5) 点検結果表（既存不適格）特記事項（Excelデータ）
- (6) 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）換気状況評価表（Excelデータ）  
※中央管理方式の空気調和設備の調査は夏季・冬季等の負荷の大きな日を設定すること。
- (7) 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表（Excelデータ）
- (8) 排煙機風量測定記録表（Excelデータ）
- (9) 非常用の照明装置の照度測定表（Excelデータ）
- (10) 定期点検計画図及び定期点検記録図（JWW形式）  
（写真番号を落とし込み、点検結果を引き出し線で記入すること。）

ア 配置図

イ 各階平面図（各棟毎）S：1/100以上

※定期点検計画（結果）図の作図は、CADとする。

- (11) 点検記録写真（Excelデータ）  
（定期点検記録図に写真番号を記入し、撮影箇所がわかるようにすること）  
※3～11は点検施設に該当設備があるものに限る。

2 防火設備点検

- (1) 防火設備点検報告書（Excelデータ）
- (2) 防火設備定期点検結果書（Excelデータ）
- (3) 定期点検報告概要書（防火設備）（Excelデータ）
- (4) 防火設備点検結果表-1～4（Excelデータ）
- (5) 防火設備点検結果表特記事項（Excelデータ）
- (6) 防火設備点検結果表（既存不適格）特記事項（Excelデータ）
- (7) 定期点検計画図及び定期点検記録図（JWW形式）  
（写真番号を落とし込み、点検結果を引き出し線で記入すること。）

ア 配置図 S：1/1000程度

イ 各階平面図 S：1/400程度（面積区画・縦穴区画・消防法を分けて記入すること）

ウ 各棟立面図（各面） S：1/400程度

※定期点検計画（結果）図の作図は、CADとする。

- (8) 点検記録写真（状況のみ記入のこと）（Excelデータ）  
※定期点検記録図に写真番号を記入し、撮影箇所がわかるようにすること。

※防火設備の位置を記入し、点検表に対応した写真番号を記入すること。

### 3 改善計画

- (1) 改善計画書 (Excelデータ)
- (2) 棟別改善事項一覧表 (Excelデータ)
- (3) 配置図 S : 1/1000程度 (JWW形式)
  - ア 各棟平面図 (各棟毎) S : 1/400程度
  - イ 各棟立面図 (各面) S : 1/400程度※改善が必要な箇所に状況・改善方法・写真番号を落とし込むこと。
- (4) 写真 (Excelデータ)  
(改善計画図に写真番号を記入し、撮影箇所がわかるようにすること。  
また、改善方法も記入しておくこと。)

### 4 施設点検

- (1) 一次点検 施設点検シート (Excelデータ)
- (2) 二次点検 調査表【電気】・調査表【機械】 ※建築は除く (Excelデータ)

## II その他発注者が指示する書類

※図面はA3で作成し、その他はA4で作成のこと。

※図面ファイル1つにつき1図面とする。複数の図面を入れないこと。

※上記内容のデータをCD又はDVDでも提出すること。(CADはJWWまたはDXF変換の上、提出のこと)

※設備点検・防火設備点検・改善計画書・施設点検をチューブファイルにまとめること。

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
空調設備定期点検業務仕様書

1 総則

この仕様書は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館空調設備定期点検業務（以下「業務」という。）の実施に当たり、フロン類使用の合理化及び管理の適正化に関する法律、その他関係法令に定めるほか、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

2 目的

業務は、空調設備を定期的に点検及び運転調整を行い、正常かつ良好な作動状態を維持するために行うものとする。

3 設置場所

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
大阪府吹田市山田西4丁目2番43号

4 対象機器

業務の対象となす機器関係は別紙32-2のとおり、圧縮機の定格出力が7.5キロワット以上50キロワット未満のものとする。

5 業務内容

- (1) 業務の内容は別紙32-3のとおりとする。
- (2) 業務については環境省が示すフロン類の専門点検、定期点検に関して十分な知見を有する者が行うものとする。

6 実施年度・回数

令和10年度及び令和13年度に各1回（3年に1回）

7 提出書類

業務完了毎に、報告書を提出すること。

8 遵守事項

- (1) 業務実施に当たっては、事故等が生じないよう十分な安全対策を講ずること。
- (2) 業務終了後は、作業場所及びその周辺の清掃を行うこと。
- (3) 業務において発生したゴミ及び不要物は受託者側において処理すること。

9 その他

この仕様書の定めのない事項及び疑義が生じたときは、発注者及び受注者協議のうえ定めるものとする。

## 別紙 3 2 - 2

設置場所	使用場所	機種名	圧縮機の 定格出力	ガスの 種類
1階室外機置場	書庫、サービスカウンター、えほん 事務室、更衣室1、2、対面朗読室	サンヨー SGP-H560M3GZ	12.4	R410A 15
1階室外機置場	1階エントランスホール（東） 2階会議室	サンヨー SGP-H450M3GZ	10.0	R410A 13
1階室外機置場	1階エントランスホール（西） 1階EVホール	サンヨー SGP-H560M3GZ	12.4	R410A 15
1階室外機置場	1階子育て支援ロビー あそび広場、一時保育室	サンヨー SGP-H450M3GZ	10.0	R410A 13
1階室外機置場	1階ホール、1階相談室、1階作業 室、1階事務室、1階更衣室、 1階授乳室	サンヨー SGP-H450M3GZ	10.0	R410A 13
1階室外機置場	1階あいあいルーム 1階にこ にこルーム	サンヨー SGP-H450M3GZ	10.0	R410A 13
1階室外機置場	2階EVホール、カンファレンスル ーム、廊下（南）ミーティングル ーム1・2、資料室1、相談室3、資 料室2、コネクションルーム	サンヨー SGP-H710M3GZ	15.7	R410A 19.5
1階室外機置場	2階相談室1・2、廊下（北）、更 衣室、ミーティングルーム、相談事 業室	サンヨー SGP-H560M3GZ	12.4	R410A 15
1階室外機置場	3階自動販売機コーナー、EVホー ル、交流ロビー	サンヨー SGP-H560M3GZ	12.4	R410A 15
1階室外機置場	3階団体交流室、事務室、更衣室、 印刷室、施設長室	サンヨー SGP-H560M3GZ	12.4	R410A 15
1階室外機置場	3階学習室1・2	サンヨー SGP-H450M3GZ	10.0	R410A 13
7階室外機・排煙機	4階多目的会議室1・2・3	サンヨー SGP-H710M3GZ	15.7	R410A 19.5
7階室外機・排煙機	4階調理室、工作室、和室	サンヨー SGP-H355M3GZ	7.9	R410A 9.5
7階室外機・排煙機	2階廊下、3階交流ロビー、4階和 室	サンヨー SGP-H710M3GZ	15.7	R410A 19.5
7階室外機・排煙機	5階多目的リハーサル室1・2、男 子更衣室・女子更衣室	サンヨー SGP-H450M3GZ	10.0	R410A 13
7階室外機置場	5階ホール、7階空調機械室	サンヨー SGP-H560M3GZ	12.4	R410A 15



## 点検の仕様について

※全項目において機器の内部構成、仕様から除外項目があることに注意する。

### 1 送風関係

送風機	外観、運転状態確認
電動機	外観、運転状態確認
軸受部	異音確認、給油可能なものは給油
Vベルト	張り、亀裂確認

### 2 冷媒関係

圧縮機	異音確認、運転状態確認
冷媒漏洩	運転状態及び目視にて冷凍機油の漏洩で判断
膨張弁	運転状態及び目視確認
圧力計	指示の正否
ポンプダウン	作動確認(サーモ停止の制御に使われている場合のみ)
冷媒量	運転状態確認
四路切換弁	作動確認(温調運転正常にて良)

### 3 電気関係

高低圧圧カスイッチ	作動確認(仕様により運転状態の確認)
過電流保護スイッチ	運転状態確認(機器の構造上テストは不可能)
過熱防止器	運転状態確認(機器の構造上テストは不可能)
サーモスタット	運転状態確認(サーモ発停確認)
ヒューズ	目視確認(ヒューズ内の線が切れていないこと)
端子ゆるみ	目視確認(弛みの場合は増締め)
電磁開閉器	作動確認(異音、振動無き事)
電磁継電器	作動確認(異音、振動無き事)
遅延継電器	作動確認(制御部正常作動にて良)
タイマー	作動確認(手動操作可能なものに限る)

### 4 付属機器関係

エアフィルター	清掃
ドレンパン	底面型以外、基本的に冷房運転状態にて確認(仕様により変化)
加湿器	作動確認(超音波式、床置型の場合シーズンイン時に内部清掃)
ストレーナー	清掃(冷媒用の場合は基本的に清掃不可)
電磁弁	作動確認(温調運転正常にて良)
ヒーター	運転状態確認
凝縮器用ファンモーター	運転状態確認

## 5 絶縁判定

各機器、部位	メガテスタにて測定、 $1M\Omega$ 以上で良
--------	----------------------------

## 6 運転値

電圧	電圧計にて測定、 $200(100)V \pm 10\%$ 以内で良
電流	電流計にて測定、良否は気候、運転状態等から判断
吐出圧力	マニホールドにて測定、良否は気候、運転状態等から判断
吸入圧力	マニホールドにて測定、良否は気候、運転状態等から判断
冷却水温度	出入口温度差 $2 \sim 5^{\circ}\text{C}$ 以内で良

## 7 安全装置作動

高圧カススイッチ	設定値に沿う
低圧カススイッチ	設定値に沿う
油圧	設定値に沿う

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
非常用自家発電設備保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館の非常用発電設備保守点検業務の実施に関して、必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

常用電源の停電時に、防災上必要な設備に電力を供給するための建築基準法で定める予備電源並びに消防法で定める非常電源確保のために、必要な法定点検、報告書等を提出するまでの一切の業務を行う。

2 設置場所

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館  
吹田市山田西4丁目2番43号

3 保守点検内容及び報告書等

1年に2回の点検を行うこととし、機器点検を6月、総合点検を12月に、それぞれ行うものとする。

4 保守点検対象機器

別紙33-2のとおり

5 保守点検に伴う物品の負担区分

保守点検業務に必要なウエス、油脂類、パッキン等の消耗材料、点検工具等は受託者の負担とする。

6 留意事項

- (1) 本機に不具合、故障等が発生した場合、速やかに復旧にあたるものとする。
- (2) 点検日は発注者と協議の上決定する。

7 計画、報告、検査

受注者は、発注者と協議のうえ、定期点検計画書を提出し、業務が完了した時は、その都度報告書を提出するものとする。

